

令和7年第2回定例会会議録（第5号）

令和7年6月20日

○出席議員（25名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	谷口和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
11番	安部一郎	12番	小野正明
13番	森大輔	14番	三重忠昭
15番	森山義治	16番	穴井宏二
17番	加藤信康	18番	吉富英三郎
19番	松川章三	20番	市原隆生
21番	黒木愛一郎	22番	松川峰生
23番	野口哲男	24番	山本一成
25番	泉武弘		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
競輪事業管理者	上田亨	総務部長	竹元徹
企画戦略部長	安部政信	観光・産業部長	日置伸夫
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	阿南剛	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	大野高之
教育部長	矢野義知	消防長	浜崎仁孝
上下水道局長	橋本和久	職員課長	河野幸夫
政策企画課参事	芝尾裕子	財政課長	河野文彦

観光・産業部参事 兼温泉課長	樋田英彦	温泉課参事	釘宮誠治
産業政策課長	市原祐一	農林水産課長	塩出政弘
生活環境課参事	和田万里子	子育て支援課長	穴見雄一
健康推進課長	末房日出子	都市計画課長	山田栄治
都市整備課長	田邊和也	施設整備課長	籠田真一郎
防災局次長兼 防災危機管理課長	中西郁夫	教育部次長兼 教育政策課長	森本悦子
学校教育課長	宮川久寿		

○議会事務局出席者

局	長	河野伸久	次長兼議事総務課長	中村賢一郎
補佐兼総務係長		尾崎美由紀	補佐兼議事係長	甲斐俊平
主	任	首藤卓也	主	任
主	事	今留蓮	事	務
			員	尾割春晃

○議事日程表（第5号）

令和7年6月20日（金曜日）午前10時開議
第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（小野正明） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 5 号により行います。

日程第 1 により、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○5 番（谷口和美） 初めてのトップバッターで少々緊張しておりますが、よろしくお願いいたします。

今年 1 月から議員活動名を小野和美から谷口和美へ改名いたしております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

放課後児童クラブについて、今回、放課後児童クラブを取り上げたのは、私の娘も放課後児童クラブを利用させていただいております、約 1 年と 2 か月がたち、自身の経験と周りの保護者からの御意見、そして運営側からの御意見等をお伺いする中で、複雑な課題も多いということに気づきまして、今回取り上げさせていただきました。

では、まず放課後児童クラブが現在のよう形態になるまでの経緯について、昭和 30 年代初頭から母親の就労の増加に伴い、放課後保護者が家庭にいない子どもの豊かで安全・安心な生活保障が社会問題として取り上げられるようになり、いわゆる学童保育として、保護者等の自主運営や、市町村の単独補助による事業として全国的に広がっていったことに始まり、その後、地域の実情に応じて多様な運営によって展開されていきました。放課後児童クラブは、実施場所や運営形態の多様性を包み込みながら年々充実が図られ、平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の施行を契機に、対象年齢の拡大と基準の策定、放課後支援員の資格化、職員の処遇改善のための方策等が実施されて、今日に至っております。

別府市でも子ども・子育て支援事業計画を策定し、放課後児童クラブはこの中で、児童の健全育成を目的とした地域支援事業の柱に位置づけられております。健全育成の主な構成要素は、心の成長、体の成長、学びや社会性の育成とあり、放課後児童クラブの中で様々な経験を通し、健やかに成長ができる居場所でもあると考えます。市内にある放課後児童クラブも時代背景とともに設立に至っており、ニーズも年々高くなっている事業です。

それではお尋ねします。放課後児童クラブの過去 7 年間の利用人数、並びに現在の施設数及び広報についてお答え願います。

○子育て支援課長（穴見雄一） お答えいたします。

令和元年度から令和 7 年度までの 4 月 1 日時点の利用人数は、令和元年度 1,582 人、令和 2 年度 1,590 人、令和 3 年度 1,596 人、令和 4 年度 1,581 人、令和 5 年度 1,617 人、令和 6 年度 1,684 人、令和 7 年度 1,692 人となっています。

現在の施設数は 39 施設です。

児童クラブに関する広報につきましては、別府市公式ホームページの子育てのページに毎年掲載しております。また、毎年市報 11 月号で、翌年度の募集のお知らせを掲載しています。6 年度の募集のお知らせにつきましては、保育所や認定こども園、幼稚園などの施設を通じて、対象者へお知らせ文書を配布しております。

○5 番（谷口和美） ありがとうございます。現在 39 か所の施設があり、令和元年度から 7 年間の間で緩やかに 110 人増加しており、子どもの数は減っておりますけども、共働きの増加、独り親世帯の増加、保育園、幼稚園、小学 4 年生以降の継続的な利用などの要因が考えられます。

待機児童というはっきりとした待機人数というのは、施設によっては把握できない場合がございます。でも実際、キャパオーバーとして考えてみると一定数存在するといった施

設もあるようです。そして、各施設の運営努力が行われております。こども家庭庁、文科省が一層の強化を図るため、集中的に取り組むべき対策として、地方自治体に通知した放課後児童対策パッケージ2025では、多様な居場所づくりの推進の中で、放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型・連携型の推進、また、小学校高学年や中学生の児童館の利用の促進も視野に入れた、児童館に放課後児童クラブを併設し、学校から児童館へのランドセル来館などを推進しております。様々な推進政策がある中で、保護者のニーズをしっかりと捉えて別府市に合う支援策をお願いしたいと考えます。

広報についてですが、毎年11月に市報で、そして翌年度の募集の掲載を行い、保護者への直接通知としては、保育園や幼稚園などの施設からお知らせの文書でいただくのですが、ある施設から、保護者の中には、放課後児童クラブは小学校に併設されているし、小学校に上がると同時にそのまま利用できるものだと思っている方が毎年必ず数名いるというお話を聞いております。なので、そういった方は学校に入学してから児童クラブへ問い合わせるため、もう既に空きがなく利用ができないということになる場合があるということです。私もびっくりしたのですが、縦と横のつながりをあまり持たない保護者もいらっしゃいますので、例えば別府市のLINEなどを使った周知方法も考えていただけたらなと思いますので、こちらも併せてお願い申し上げます。

それでは次に、保護者負担金と利用時間についてです。

今回、県内市町村の放課後児童クラブ運営について調べました。どこの市町村も様々で、その自治体の特徴がよく出ておりました。その中で、大分市では30分50円で時間の延長ができたり、中津市では利用料金が全額助成であったり、県内では平均的に見て利用料金が大体3,000円から5,000円と安く、その中にはおやつ代込みという自治体も多くございました。県内他都市町村の児童クラブも別府市同様の公設民営が多く、社会福祉法人や保護者会、地域団体などの運営体制ですが、完全民営化や一部民営化に移行したクラブというのもございました。

別府市の利用料金は4,000円から7,000円、別途おやつ代は500円から2,000円、平日閉所時間は早いところで18時、長くて19時の閉所となっております。入会金は39施設中6施設が、入会金は不要となっております。

よく保護者の方から、利用料金のことやおやつ代、入会金、利用時間のことで御指摘を受けたりすることがあります。どうしてクラブごとでばらばらなのですか、公平な基準というのはなぜないのですか、おやつ代が500円のクラブと2,000円のクラブで、おやつの内容が変わらないというのはなぜなのでしょうかと御指摘まであります。そもそも、行政が運営していると思っている保護者も多くいらっしゃいます。児童クラブごとに異なるのはなぜか、また、放課後児童クラブを利用している保護者からの相談を受けたときは、どこに話をするようにしたらよいのでしょうか、御答弁ください。

○子育て支援課長（穴見雄一） お答えいたします。

保護者負担金と利用時間が放課後児童クラブごとに異なるというのは、クラブごとに運営委員会等で決定しているためです。

また、何かお話ししたいこと、相談したいことがございましたら、まずは御利用されている放課後児童クラブに御相談していただければと思います。

○5番（谷口和美） 別府市の放課後児童クラブは公設民営であり、クラブごとの運営委員会などで利用の規約等が決定されているため、例えば要望や御意見等あるときは行政ではなく、各クラブへ相談するということになります。私も相談を受けますが、行政が運営していると思っている保護者の方とはとても多いなというふうに感じます。これからの時期、一番多くなる御相談といえば、長期休暇のお昼の御飯の支援ですが、そういった御相談も利用されているクラブへ相談してくださいということになります。

それでは、次に保護者負担金の助成についてです。

現在の助成対象者について、お答えください。

- 子育て支援課長（穴見雄一） お答えいたします。

現在の助成対象者は、生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助制度適用世帯、市民税非課税世帯となっています。

- 5番（谷口和美） これは、保護者負担金軽減事業で導入をしていない自治体もございますので、大変ありがたい助成事業です。助成区分には児童扶養手当受給世帯は対象となっておりますが、例えば独り親家庭で一定の所得があり、児童扶養手当の支給対象とならない家庭で子どもを2人以上児童クラブに預けている家庭に対しても、保護者負担金の助成をしていただくことを検討していただけないかと思うのですが、市としてのお考えを御答弁願います。

- 子ども部長（宇都宮尚代） お答えいたします。

現在、放課後児童クラブの保護者負担金軽減事業は、大分県の補助を受け実施しております。そのため、助成の対象者についても、大分県の補助要綱と同じ対象としております。

- 5番（谷口和美） ある一定の所得がある世帯のために児童扶養手当の対象とならない独り親家庭で、兄弟児がおり、家計にかかる負担が大きく、生活に余裕がないという世帯は一定数存在しております。兄弟児2人とも低学年のため、本当は預けたいけども負担がかさむため退所したというケースも伺っております。県の補助金を受けての事業であります。市独自の支援策としてその必要性をぜひ検討していただければなお願ひし、次に移ります。

では次に、長期休暇の預かりについてです。

これは初日に3番議員、中村議員も質問されておりますが、提案も含めて御質問させていただきます。

日頃は利用をしなくてもいい環境下であるけども、長期休暇は放課後児童クラブを利用したいという声を保護者の方からよくお聞きします。長期休暇になると、保護者のみでの対応が難しくなったり、安全面や防犯面、子どもの生活リズムの維持など要因は様々ですが、一定数のニーズはあるのではないかと考えます。これを既存のクラブで実施するにはとても負担が大きく、また小学校で実施するにはとても課題が多いと考えます。例えば、野口ふれあいセンターなど利用に少し余裕のある施設で、長期休暇のみの預かりを実施するのも一つの手ではないかなというふうに考えます。ぜひ、ニーズ調査等を行い検討をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

- 子ども部長（宇都宮尚代） お答えいたします。

6月18日の3番議員の御質問でもお答えをいたしました。長期休暇中のみの放課後児童クラブの利用希望があることは、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に先立って実施をいたしましたニーズ調査の自由意見欄にもお声をいただいております。十分承知をしているところでございます。現在、長期休暇中のみ開所する放課後児童クラブはなく、長期休暇中のみ預かりを行う放課後児童クラブができれば、4月当初から既存クラブに申し込まなくてもよい御家庭も一定数あるのではないかと考えております。長期休暇中においても、子どもが安心して過ごせる生活の場としての環境を整え、子どもの健全な育成を図ることができるよう、まずは利用者アンケートなどにより詳細なニーズの把握を行いたいと思っております。

- 5番（谷口和美） ありがとうございます。それと同時に、長期休暇の児童館の利用の促進もしていただきたいなと思います。小学校1年生からは、保護者が付き添わなくても利用ができますし、お弁当を持参して夕方まで過ごすことができます。ぜひ、保護者のニーズに合った環境の整備をお願い申し上げます。

そして、土曜利用の件ですが、平日のみ利用して土曜は利用しないという家庭も多くあるように見受けられます。保護者からも、平日のみ利用のコースをつくってもらえると負担軽減にもつながるといった御意見をお聞きしておりますので、こちらも併せて御要望させていただきます、次に移ります。

では、次に支援員さんの研修や勉強会についてです。

大分県放課後児童クラブ連絡協議会では、加入している県内の児童クラブ支援員さんたちが定期的に集まり、支援員の資質向上に向けた研修に参加しているとのことで、子どもや保護者とのコミュニケーションや、困りを抱える子どもの援護、そして支援員さんの中には有資格者もいらっしゃいますが、後発的な方も多いため、そういった方のための勉強会なども定期的に行っているとのことでした。様々な困りを抱えていらっしゃるお子さんの割合も年々増えており、支援員さんの資質向上がとても重要になってきているなど感じます。ただ預ける、ただ見守るということだけではなく、児童クラブは健全育成の場であり、人間形成の場所だと私は考えております。支援員さんの研修等、学びの機会の状況について御答弁願います。

○子育て支援課長（穴見雄一） お答えいたします。

放課後児童支援員は、常に自己研さんに励みながら、必要な知識及び技能を持って育成支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携して、子どもにとって適切な養育環境が得られるように支援する役割を担う必要があります。市としましても、各クラブの支援員が参加できる研修の機会の確保は重要であると捉えており、研修に関する情報をその都度各クラブに提供し、参加を促しているところです。昨年度の放課後児童支援員の研修の状況につきましては、大分県主催の研修が3回開催され、延べ144人が参加しました。

また、現在39ある放課後児童クラブのうち、21クラブが加入している別府市放課後児童クラブ連絡協議会では、支援員部会及び支援員発達勉強会を開催しています。昨年度、支援員部会は4回、支援員発達勉強会は8月と9月を除き、毎月開催されました。

このような取組により、放課後児童クラブ支援員の資質向上に努めています。

○5番（谷口和美） ありがとうございます。様々な研修の場があるということで、これはとてもいいことだと思いますし、子どもはやっぱり大人の愛情というのをしっかりと、小さくてもやっぱり見極める能力はございます。

児童クラブは毎日何かしらの問題が次々と起こり、支援員さんたちの大変さというのは本当に計り知れません。保護者にとってはとてもありがたく、お一人お一人が大事な存在です。支援員の皆様には、これからも子どもへの愛情を一番に資質向上を目指していただきたいとお願いして、この項を終わります。

続きまして、小学校について幾つかお伺いしていきます。

市内14ある小学校の中で、現在着用している体操服には指定などはありますでしょうか。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

児童が着用する体操服につきましては、市内小学校で統一の指定はなく、各学校が指定している状況でございます。

○5番（谷口和美） 各学校が指定したものということで、私も調べましたが、各学校デザインや配色、色ですね、というのはばらばらのようでした。金額といたしましては、上下合わせて大体5,000円から6,000円となっております。保護者としては洗濯時の替えとしてもう一着持ちたいけども負担が大きいので、体操服を統一化すれば、周りの保護者からのお下がりが入りやすくなり、保護者の負担軽減につながるという観点がございます。

先日、別府市リサイクルセンターへ行き、体操服のコーナーを見に行きましたが、市内

ばらばらなので、まず必要な学校の体操服の選択肢が少ないため、サイズ選択も難しく感じました。統一化されれば選択肢も増え、手に入りやすいと考えます。小学校入学時の入学準備の負担軽減、そして運動会の練習が盛んになる時期の洗濯時の替えとしての予備、そしてこれは低学年に多い事例ですが、給食をこぼしたり転んで服が汚れたときの学校内での着替えとしての機能として使用することがあり、1着予備があるだけで保護者の負担は減ると考えます。現在、学校ごとに定められている体操服を保護者負担軽減の観点から市内統一のものにしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

現在、制服につきましては、保護者負担軽減やジェンダーフリーの観点から、標準服として市内統一のものを採用しております。一方、体操服に関しましては、各学校の特色や伝統を反映した色やデザインが用いられており、学校のアイデンティティーの一部となっており、また、体操服は日常的な使用により劣化が早く、頻繁な更新が必要となります。これらの理由から、現時点では体操服の市内統一化をするまでには至らないというふうに判断しております。

しかしながら、保護者の負担軽減は重要な課題であると認識もしております。今後は各学校と協議しながら、品質と価格のバランスを考慮した体操服の選定など、保護者負担を軽減する方策を調査してまいります。

○5番（谷口和美） ありがとうございます。各学校の独自性があるというのは大変理解いたしております。長きにわたる歴史もありますし、各学校の特色が出ることで、母校への誇りも感じ得ることができるとも考えます。

しかし、日々の慌ただしい生活の中でささいな負担軽減でも、保護者には助かるものです。運動会時、運動会のある季節、特に直前とかになってくると、体育の事業が増え、洗濯が間に合わない場合は、家で持ってるTシャツを着てきてもいいよという学校もございますが、子どもが嫌がるといった声も実際聞いております。洗濯時の着替えとして、もう1セット購入するとなると5,000円から6,000円の出費は負担になります。体操服を統一化にという要望はこれまでなかったと思いますので、今回の要望を一つの提案として認識していただき、保護者負担を軽減する方策を調査して、ぜひ前向きに協議していただきたいとお願いし、次に移ります。

体育の時間の着替えについてです。

体育授業の際、更衣について現在、児童生徒はどのように体操服への更衣をしているのか、その状況をお伺いいたします。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

児童生徒の体育時の更衣につきましては、児童生徒の実態や学校の状況から、小学校1、2年生は学校の現状により異なりますが、3年生以上は全ての学校で男女別に更衣をしている状況でございます。

○5番（谷口和美） 私、娘が小学校1年生でして、先日体育のときの着替えの話になりまして、男の子も女の子も一緒に着替えてるよというようなお話をいたしました。他都市の状況を調べたところ、やはり1、2年生ぐらいまでは男女一緒に、そして3年生ぐらいから別々に着替えているところが多いのかなというふうにも、調べた結果思いました。別府市も1、2年生は複数校が男女同室更衣ということになるのかなと考えております。

今回問題提起したのは、男女同室更衣を、ちょっと一旦立ち止まって再考していただきたかったのです。近年においては、プライベートゾーンについての教育も御家庭ごとに進んでおりまして、子どもとはいえ異性の横で着替えるということにストレスを感じている児童もいると推測いたします。男女が同一の教室等で更衣することについて、市教委としてどのような見解を持っているのか、御答弁願います。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

現在は、児童の発達段階や学校施設の使用状況等を考慮しながら、各学校において判断しておりますが、児童一人一人の人権を尊重する観点から、男女別に更衣することが望ましいと考えております。

○5番（谷口和美） ありがとうございます。聞き取りの際に、水泳の授業で水着の着替えについてお伺いしましたが、ほとんどの小学校で1年生から男女別で着替えているとのことでした。空き教室がない学校は時間差で着替えたり、カーテンがある図書室を使用したりと、各学校工夫をされているなどというふうに感じました。これをお聞きしたとき、私はちょっとほっといたしました。ほかの人に見せてはいけないところ、ほかの人に見られたくない、見られたら恥ずかしいと感じるということは非常に大切でして、そうした感覚は自分の体を守るために欠かせないものであると考えております。人権の中に性は当たり前のように入っており、子どもたち自身が自分の体を守ることの重要性や、人権の感覚を身につけられる環境をぜひこれからもつくってみたいと思います。空き教室の問題などあるかと思いますが、ぜひ前向きに、1年生からの男女別更衣を実現させていただきたいです。

そして、女子更衣の際には、女性教員に立ち会ってもらうなどの配慮も併せてお願いしたいと思います。今回は低学年の男女別更衣の促進を問題提起いたしました。男女別更衣に関しましては、やはり成長につれて、ジェンダーやセクシュアルな問題も必ず出てきます。そういった子どもたちが戸惑わないためにも、包括的な性の教育が非常に重要になってくると考えます。この点については、また別の一般質問で取り上げていきたいと思いません。

それでは、次、教員の性質と人間力。

今6月議会においても、多くの議員が教職員の配置状況について取り上げております。成り手不足が大きな要因と考えたとき、今の教育環境の現場では、教師になりたいと思う方が少ないのだろうと考えます。児童や保護者とのコミュニケーションの取り方、雑務を含めた仕事量の大きな負担、その中でも、児童や保護者とのトラブルというのは双方ともに大変疲弊する問題です。保護者が教員に対して疑念や不安を抱きやすくなる時というのは、その教員がどういった人柄で、どんな人間性なのかが分からないというのも一つの要因であると考えます。児童、保護者との信頼関係を築く上で、教員の指導姿勢や共感力、誠実さ、柔軟性といった人間力は極めて重要です。教育内容の高度化や保護者対応の複雑化が進む中、教員の教科指導力だけではなく、人間力の充実やコミュニケーション能力と教員としての十分な資質が備わっていることも大切であると考えますが、その点についての教育委員会の御見解を御答弁願います。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

中央教育審議会の答申、教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策についてにおきましては、これからの教員に求められる資質能力として、教職に対する責任感、探求力、教職生活全体を通じて自主的に学び続ける力、専門職として高度な知識・技能、総合的な人間力の3つが掲げられております。中でも、総合的な人間力につきましては、豊かな人間性や社会性、コミュニケーション力等とされており、児童生徒及び保護者等との円滑な関係づくりを行う上でも、必要な資質能力であると考えております。

○5番（谷口和美） 日々の業務に追われる先生方にとって、資質能力まで求められて、改めて大変なお仕事だと感じておりますが、この総合的な人間力は、児童や保護者との円滑なコミュニケーションを築く上で非常に大切な能力であると考えます。人間の気質を変えることはなかなか難しいですが、人間の性質というのはその環境によって変えていくことができると思います。その資質能力を高めていくような研修の場などはありますでしょう

か。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

教職員には絶えず研修に努め、学び続けることが求められております。大分県教育委員会では、キャリアステージに応じた基本研修を整備し、主体的な自己研さんへの意欲を喚起する研修の構築と、研修方法の弾力化を図るとともに、学校の組織や教育課題に対応する研修の充実を図っているところでございます。教育委員会といたしましても、長期休業を活用した新規採用者に対する研修や、各種教職員研修等の充実を図るとともに、今後も教職員の円滑な研修参加に向けた体制づくりに努めてまいります。

○5番（谷口和美） 忙しい業務の中ではありますが、個々の意識の改革というのも非常に大切です。Z o o mを活用した積極的な研修の参加などや、長期休業を利用して学校単位での教職員同士の資質向上へ向けた勉強会などもぜひ行っていただきたいと思えます。

教育現場では日々様々な問題が起きており、私も保護者から御相談を受けることがよくあります。その際、誰に相談したらいいんだろうかという質問をよくされます。子どもが安心・安全に学校に通う上で、保護者が悩み、困りを抱えた際にどこに相談すればよいのか、お答え願います。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

まずは子どもを日々指導・支援している学級担任、学年主任等に相談し、状況によっては学校管理職へ相談することもできます。また、市の相談機関としましては、教育相談センター、県の相談機関としましては、県教育センター教育相談部等の相談窓口がございます。

○5番（谷口和美） 相談内容にもよりますが、場合によっては担任の先生に言いづらいということもあろうかと思えます。そんなときは、相談しやすい身近な先生に話してみるという選択もいいのかもかもしれません。保護者から相談があったときは、まず心に寄り添っていただき、そして解決へ向けて最後まで一緒に歩んでいただきたいと思えます。

今回、この件を問題提起いたしましたのは、いろんな保護者の方から御相談を受けることが多いんですけども、その際にいつも思うのが、児童も保護者も教員も教員離れというのをしてほしくないという思いからです。児童は、教員に対して信頼できない、怖い、相談しても無駄と感じてしまい、心理的な距離を置くようになること。保護者は、学校に相談しても改善、解決が見られない、教員が不誠実である、教員に期待ができない、教員が信用できなくなること。教員は、教員自身が指導ではなく管理になっている、教員という仕事の本質から遠ざかってしまっている、トラブルや様々な問題に疲弊し、やがて離職につながってしまう。教員離れが起きないように、私たち大人が子どもを守っていかないといけないと考えます。子どもを真ん中に考えたとき、教員の間力やコミュニケーション能力は重要課題であり、保護者も歩み寄るという努力が必要であると思えます。私も子どもを育ててきて、保育園、幼稚園というのは比較的開放的で、教員も身近な存在ですが、小学校は子どもの数も一気に増え、担任の先生と交流する機会というのも少なく、なかなか中身が見えづらいなというふうに感じております。日頃からのコミュニケーションが取れていると、子育て感の共有による相互理解というのもできて、トラブルが起きた後の歩み寄りがスムーズに図れると思えます。保護者との交流の場や、一緒に研修などをする場があっても私はいいのではないかなというふうに考えております。ぜひその点についても前向きに考えていただきたいなど、お願い申し上げます。

それでは最後の項です。

ごみの分別と収集体制について。

現在、別府市では家庭ごみの収集において、可燃物は委託業者、不燃物と缶、瓶、ペットボトルは市が直営で担っていると承知しておりますが、現場における可燃ごみの収集体

制についてどのようなになっているか、御答弁願います。

○生活環境課参事（和田万里子） お答えいたします。

可燃物の収集業務につきましては、山間部など一部の地域を除く市内全域の収集業務を民間業者へ委託しており、現在13台の民間のじんかい車が最も効率的なルートで収集を行い、原則として収集日の午前2回、午後2回にわたり、平道にある藤ヶ谷清掃センターへ搬入しております。

○5番（谷口和美） 聞き取りの中でも、別府市はルート最適化や回収状況を把握するためのI o Tのような活用等は行っておらず、最適ルート走行に徹しており、別府市を3つのエリアに分けて、1つの1エリアが約4台で、南のほうからスタートし、清掃センターが位置する北の方向に向かって収集していく形を取っており、大変無駄のないルートを徹底し、同じ道路を通らないような収集コースになっているとお聞きいたしました。そのため、比較的大きな道路から先に収集していき、ちょっと入り組んだ住宅街というのはその後から収集をしていくというようなシステムの感覚です。ですから、どうしても収集時間が遅い地域が出てきております。私の地域でも、収集時間がその週によっても違いますが、遅いときは3時半とかになることもよくあります。特に、カラスの被害に悩まされている御家庭も多く、個人でも対策を講じているところもございしますが、出費もかさむというふう聞いてます。行政としての支援対策はあるか、御答弁願います。

○生活環境課参事（和田万里子） お答えいたします。

カラスなど動物等によるごみの散乱防止ネットの購入費用などを、美しいまちづくり奨励事業補助金として、自治会を対象に補助交付しております。また、予算の限りではありますが、カラス避けネットの購入費用につきましては、全額を補助交付しています。

○5番（谷口和美） ありがとうございます。この補助金制度は自治会を通して申請する補助金でして、集合住宅を除く2軒以上の集団集荷から対象とのこと。カラスの能力も年々上がってきておまして、ごみにかけるよく見る黄色い網ですね、もうこの網ではちょっともう限界があるように感じております。この補助金は折り畳み式のごみの集荷ボックスも対象となることなので、ぜひとも自治会で積極的に活用していただきたいと思えます。ただ申請の際、ちょっと見積りの提出や設置後の写真の提出などがあり、少し手間がかかるのよねといった声もお聞きしておりますので、申請時の緩和もいま一度御検討いただけるとありがたいです。

そして、カラスによって荒らされたごみが散乱すると悪臭も発生いたします。特に、夏場は気温の上昇により、ごみの腐敗や臭気が急激に進行し、市民からの苦情も増加する傾向があります。加えてハエや害虫も発生、カラスの被害の悪化など、衛生環境にも深刻な影響を及ぼす季節です。そのため、夏期の一時的な措置として、収集遅延地域をできるだけなくすために、ごみ収集車両の増便など柔軟な体制強化を検討できないかと考えますが、市としてのお答えを御答弁願います。

○生活環境課参事（和田万里子） お答えいたします。

収集車両1台につき、運転手1名、業務員2名の計3名の人員の確保が必要なほか、放送設備など収集に必要な装備を備えた車両を準備しなくてはならないため、短期間のみの増車は困難であると考えます。

本市としましては、カラス対策として、先ほど申し上げました美しいまちづくり奨励事業補助金の御活用を、自治会単位で御検討いただきたいと考えております。

○5番（谷口和美） 常日頃の人手の不足や、短期間実働ということで困難であることは理解いたしております。しかし夏の暑さはこれからも厳しくなる一方で、収集遅延を改善することは一つの課題として受け止めていただき、回収ルートの見直しやI o Tの活用なども視野に入れ、取り組んでいってほしいと要望し、次に移ります。

別府市には大学が複数あり、多くの国内外の学生が暮らしていますが、その中にはごみの分別ルールに不慣れな新入学生や外国人留学生も多く、集合住宅などでは、分別不良による収集拒否や、住民間トラブルの原因となるケースも散見されます。このような状況に対し、市として学生や留学生のごみの分別ルールの周知をどのような方法で行っているのか、御答弁願います。

○生活環境課参事（和田万里子） お答えいたします。

ごみの分別の周知方法としましては、市報と一緒に配布するごみカレンダーや市公式LINEのチャットボット機能のほか、ケーブルテレビや出前授業などで周知を図っております。また、市内の大学では、新入生オリエンテーションで、留学生向けに日本のごみ出しルールを学ぶ機会を設けていただいております。

○5番（谷口和美） 多方面で周知活動されていることが分かり、安心しました。ごみの分別は一人一人の意識の問題ですが、国が違えば制度も違いますので、日本のルールに従ってもらえるような対策が必要と考えます。出前授業や新入生のオリエンテーションでの周知は最適と考えますので、例えばその場で実際にごみの分別をクイズ形式で一緒に行ったりといったような体験型の周知方法もいいのではないかなというふうに思いますので、ぜひ検討してみてください。

そして、ごみの出し方でも一つ。学生は卒業時に粗大ごみの収集を申し込むことがよくあると思いますが、最近始まった電子申請は学生にとってはとても便利になったなというふうに感じます。しかし、支払い方法で電子決済ができないので、入金から集荷まで多少時間がかかります。電子決済ができるようになると引っ越しをする学生の利便性も上がるとと思いますが、今後、電子決済の導入予定はありますでしょうか。

○生活環境課参事（和田万里子） お答えいたします。

粗大ごみの電子申請につきましては、本年5月20日から本格運用を開始したところですが、夜間や日曜日に申請される方も多く、さらなる利便性向上のためにも電子決済が望まれるところであると認識しております。

今後は、電子決済の実証実験に向けた協議を関係課と行っていきたいと考えております。

○5番（谷口和美） ありがとうございます。ぜひ、実現に向けて協議をしていただきたいと思います。

それでは最後に、これからのごみ行政で別府市が力を入れていきたいことはありますか。

○市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕） お答えします。

先ほど申し上げましたが、粗大ごみの申請についての電子決済につきましては早急に対応を考えているところです。

また、再生可能な廃棄物の再資源化の促進といった時代に沿った廃棄物行政が今後も必要と考えております。

○5番（谷口和美） 再生可能な廃棄物の再資源化は、ごみの減量化や環境保全にもつながります。次の世代に豊かな環境と資源を引き継ぐためにも、これからのごみ行政のさらなる発展に期待し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○16番（穴井宏二） 穴井でございます。通告に従いまして質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、まず最初の項目、第一種低層住居専用地域の規制緩和についてということで質問をさせていただきたいと思っております。

ある民間のデータによりますと、高齢者の4人に1人が買物に困っているとあります。マイカーを手放す人も多く、スーパーの撤退など様々な要因が加わりまして、高齢者の方の食の問題、また買物の問題は年々大きくなってきており、深刻さを増してきております。農林水産省がまとめました、お店まで500メートル以上かつ自動車利用困難な65歳以上

の高齢者を農林水産政策研究所は食料品アクセス困難人口と定義をして、データによりますと約900万人を超えているという数字が出ているそうであります。高齢者人口に占める割合は25%を超えているため、単純には言えませんが、高齢者の約4人に1人が買物に困る状況になってきていると。

また、高齢者人口は2043年がピークと言われているため、この状況は今後も数十年続くとおぼろげに言えます。地域を私も回っておりますと、扇山なんですけども、ほかの地域もそうなんですけども、買物に行くのに不便になってきたと、近くにコンビニがあれば非常に便利になる、歩いても行けるなどの声を最近よく聞くようになりました。そういった状況も踏まえまして、まず第1問、質問をしたいと思っております。

第一種低層住居専用区域などの低層の用途区域の中では、原則的にコンビニなどの店舗が建築できなかったり、小規模な店舗しか建築できないことになっております。例外的に日用品を販売する店舗などが建築可能となる制度がありますけども、関係する制度及び手続の概要について、説明をお願いいたします。

(議長交代、副議長安部一郎、議長席に着く)

○都市計画課長(山田栄治) 答えいたします。

用途地域は、エリアごとに建築可能な建物の用途や規模などを定めているものでございます。分類として13種類、別府市では、そのうち10種類の用途地域を定めております。その中で、低層の住居系用途地域は、第一種低層住居専用地域と第二種低層住居専用地域がございまして、日用品販売店舗の場合、第一種低層住居専用地域では住宅を兼ねるもので、店舗部分の面積が全体の2分の1以下、かつ50平方メートルまでです。第二種低層住居専用地域では、店舗部分が2階以下で、面積150平方メートルまでと制限されております。例外的に建築可能となる制度としましては、建築許可制度ただし書の許可がございまして、これは住居系の地域におきましては、各地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、認められる場合に限り、許可により建築が可能となる制度です。許可の手続には利害関係のある者を対象とした公聴会の開催や、有識者等で組織する建築審査会の同意を得ることなどが必要となっております。

○16番(穴井宏二) ありがとうございます。今おっしゃいましたただし書、これは建築基準法第48条のただし書だと思いますけども、このただし書の手続が規制緩和によりまして、簡素化されている、という認識であります。これは主にコンビニに限定された規制緩和というふうに言われておりますけれども、この簡素化の内容及びその背景についてお教え願います。

○都市計画課長(山田栄治) 答えいたします。

ただし書の許可手続の簡素化の内容につきましては、令和元年の改正法施行によりまして、低層の用途地域内における日用品販売店舗の建築許可について、周辺の環境悪化を防止するための必要な措置が講じられるものについては、許可の際に建築審査会の同意が不要とされたものでございます。

その背景についてですが、低層の住居系地域は良好な住居の環境を保護するという目的で、原則的に小規模な店舗しか認められておりません。しかしながら、徒歩圏内に日常生活に必要な店舗が不足しているなど、生活利便性に欠ける地域もあり、これまでに建築許可制度によりまして地域の実情に応じて必要と認められる物販店、コンビニエンスストアなどが許可されてきました。手続の簡素化は、これまでの許可実績の蓄積があるものについて、一定の必要措置を定めた上で合理化が図られたものでございます。

○16番(穴井宏二) 分かりました。では、具体的にこの低層の住居系地域では比較的店舗が少ないということになりますけども、別府市内におきまして、この第一種低層住居専用区域、また第二種低層住居専用区域となっているのはどのような地区になるのかお教えく

ださい。

○都市計画課長（山田栄治） お答えいたします。

地区の大部分が第一種低層住居専用地域である主なところとしましては、大観山町、亀川、四の湯町などがございます。

地区の大部分が第二種低層住居専用地域である主な地区は、扇山、竹の内、大畑地区などがございます。

○16番（穴井宏二） 分かりました。それでは、まずはこの中の扇山地区は第二種低層住居専用地域であります。いわゆる閑静な住宅街でございますけれども、昔から個人商店等が少なくなってきたと感じております。また高齢化も非常に進んでおまして、ちょっとした日用品の買物などに不便を感じている住民の方々の声も聞きます。ニーズにありましたサービスを提供していただける、地域密着型のコンビニなどができる就非常便利です。また、下のほうまで買物に行かなくて、また上のほうまで、横断道路のほうまで歩いて行かなくてもよいというような声もございます。

先ほどの答弁の中で、手続が簡素化されるには、環境悪化を防止するための一定の措置について決められているということでございましたけれども、コンビニの建築許可の場合にどのような措置が求められているのでしょうか。

○都市計画課長（山田栄治） お答えいたします。

周辺の環境悪化を防止する必要な措置としまして、敷地が幅9メートル以上の道路に接することや、店舗の面積は200平方メートル以内とすること、また、貨物車両の駐車や貨物の積下ろしをするための駐車施設を敷地内に設けることなど、それから見通しに支障が出るような塀、柵などを設けないこと、これら道路への影響についても措置が決められております。そのほか、臭いや騒音、夜間営業を行う場合の車のライト対策など、近隣の住居への影響に関する措置についても決められております。

なお、これらの措置はあくまで手続を簡素化できるための措置でございます。建築許可自体は例外的なものであります。居住環境への影響のほか、様々な状況に応じて個別に判断していくこととなります。詳細な基準等もございますので、窓口等にて御相談いただければと思っております。

○16番（穴井宏二） 答弁ありがとうございます。コンビニはライフライン、社会のインフラとしてのコンビニエンスストアとしての役割が上げられます。これは東日本大震災、また熊本地震等におきましても、非常に言われてきております。また、買物が便利になることはもとより、経済的な効果もあります。肉や野菜、またお菓子など生鮮食品をそろえてきたコンビニも多くなりました。

さらに、ATM設置による金融のサービス、宅配、マルチコピー機による住民票、印鑑証明の取得などによる公共性の高いサービスが身近で受けられます。

また、先ほども申し上げましたけれども、災害のときにおきましてはトイレの提供など、非常に地域にとってライフラインとして活用されますので、このような役割も御存じだと思いますけれども、十分踏まえまして、今回の建築基準法第48条、数年前に改正されましたが、コンビニに限定した対応となっておりますので、ぜひとも柔軟な対応をお願いいたしまして質問を終わらせていただきます。

では続きまして、こども誰でも通園制度について質問をしたいと思っております。よろしくお願いたします。

この子どもの保育についてでございますが、親の就業状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て家庭が地域の中で孤立しないように認定こども園、保育所、幼稚園などで支援を充実していくことが検討課題であると言われております。それに加えまして、どの園にも通っていない子どもの状況を把握して、必要な教育・保育・子育て支援サービスなどの

利用につなげていくことが必要である。また、そのようなサービス、地域で孤立しているおそれのある子どもにつきまして、しっかりとした支援を行う取組、アウトリーチ、伴走型支援が大事であると言われておりますけれども、まずこのこども誰でも通園制度が創設された背景、目的について教えてください。

○子育て支援課長（穴見雄一） お答えいたします。

全国的に見ると、0歳から2歳児の約6割が未就園児で、そうした子どもを持つ子育て家庭には、孤立した育児の中で不安や悩みを抱えている保護者がおり、そうした保護者への支援の強化が求められています。

こうした中、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、こども誰でも通園制度が創設されることとなりました。

○16番（穴井宏二） 分かりました。では、今答弁にありました、全国的には0歳から2歳児の約6割が未就園児となっております、3歳以上の約9割が保育所や幼稚園に通う中、施設や何らかのサービスにつながっていない未就園児が一定数いること分かることから、望まない未就園や幼児教育につなげること、また虐待等の予防を図ることが大事な取組となってくると思います。

全国的に0歳から2歳の6割が未就園児ということでございますけれども、別府市の未就園児の割合はどうなっているのでしょうか。また、3歳から5歳児の未就園児の割合についても答えてもらいたいと思います。

○子育て支援課長（穴見雄一） お答えいたします。

令和7年4月1日時点、0歳から2歳までの子どもの数は1,685人、そのうち就園児の数は1,058人、未就園児の数は627人と推定され、未就園児の割合は4割弱、約37%です。

また、3歳から5歳までの子どもの数は2,025人、就園児の数は1,876人、未就園児の数は149人と推定され、未就園児の割合は1割未満、約7%です。

○16番（穴井宏二） 7%ということですね、分かりました。別府市におきまして、未就園児の割合は全国の6割よりちょっと低いようであります。また、外国籍の子どもさんや障がいのある子どもさん、医療的ケアが必要な子どもさんなど、様々なお困りを抱えている御家庭があると思いますけれども、この4割の未就園児の状況等を調査、訪問、アウトリーチ等により把握しているのかどうか、そこら辺はどうなっていますでしょうか。

○こども部長（宇都宮尚代） お答えいたします。

赤ちゃんが生まれた家庭への、こんにちは赤ちゃん訪問や、子育て世帯訪問支援事業など、また民生委員さんをはじめとする地域住民との連携を通じて、適宜状況の把握に努めているところでございます。

○16番（穴井宏二） 努めているということですが、乳幼児健診の未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査、こういうようなところもより一層しっかりやっていただきたいと思っておりますし、厚生労働省のデータによりますと、この状況確認ができた児童のうち虐待があると認められて、そのうち約40%が健診の未受診者、6割が未就園児、1割が学校に行っていなかったとのデータがあります。別府市としましても、そういうふうなところのアウトリーチの取組をお願いしたいなと思っております。

それでは、こども誰でも通園制度の導入に当たりまして、先行して導入しているところも大分市のようにございます。そういうところでは、まず最初に保護者の方へのニーズ調査、また、保育園、認定こども園等への保育士の配置へのニーズ調査、こういうふうなところも大分市、中津市がやっているようでございますけれども、別府市ではどのような形で行っていくのか、お答えください。

○子育て支援課長（穴見雄一） お答えいたします。

本市におきましても、他の自治体の利用者アンケートの内容を確認するなどして、利用者へのニーズ調査の準備を進めています。

- 16番(穴井宏二) 分かりました。ぜひ、もう課長はプロでございますので、しっかりこのニーズ調査、お願いしたいなと思います。特に、中津市なんかはかなり細かくやっておりましたので御存じだと思いますけども、ぜひ参考にして保護者の方の意見、また、施設の方の御意見、御要望をしっかりと取り上げて、またそれを反映をして始めていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

では、一時預かりとの比較についてお伺いしたいと思いますが、なかなか分かりにくいというお声もございます。こども誰でも通園制度の利用条件、また一時預かり事業と比較してどういうふうになっているのか、お答えください。

- 子育て支援課長(穴見雄一) お答えいたします。

こども誰でも通園制度の利用条件につきましては、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できるものとなっています。対象となる子どもは、0歳6か月から満3歳未満で、保育所等に通っていない子どもです。

一方、一時預かり事業の利用条件は、短時間の勤務などにより、家庭での保育が断続的に困難となる場合や、保護者の傷病や入院などにより、緊急かつ一時的に家庭保育が困難となる場合、さらに、保護者の育児負担の解消のためや通院、冠婚葬祭等で一時的に利用を希望する場合となっています。対象となる子どもは、保育所等に通っていない就学前までの子どもです。

- 16番(穴井宏二) 月一定時間、1か月10時間という、こども誰でも通園制度の利用条件があるようでございます。

それで、このこども誰でも通園制度の実施について、子どもを預かることとなります施設側の御意見を聞くことも非常に大事かと思えます。施設からの意見聴取については、どのようになっているのでしょうか。

- 子育て支援課長(穴見雄一) お答えいたします。

施設の意向を確認し、実施を考えている施設と、実施方法など受入れについての協議を行いたいと考えています。

- 16番(穴井宏二) 一時預かりとの違いが非常にやっぱり分かりにくいという声があります。これは施設の方からの御意見もあるようでございますし、保護者の方は余計ちょっと分かりにくいんじゃないかなと思いますので、その辺の分かりやすい周知をお願いしたいなと思います。

またちょっと細かいことですが、金額的に、一時預かりは1日1,600円でしたかね。これは市が決定するというのでございますが、8時間で1時間200円となるようでございます。また、誰でも通園制度は1時間300円ですね。こういうふうなちょっと100円の差というのがありますし、こういうふうなところもしっかり練って対応をお願いしたいなと思います。

また保育園、認定こども園の免責あるなし等ありますので、そういうふうな施設の方の御意見、やりたくてもやれないというジレンマが生まれることもあるようでございますので、実施方法について早めの対応をお願いしたいなと思います。

それから、ちょっとこれは意見で終わりますけども、ホームページ見させてもらいました。一時預かりの案内のところ、私的理由による保育があります。この私的理由による保育の中で、冠婚葬祭が入っておりますけども、私的理由は、まずリフレッシュ、心理的な肉体的な不安解消、これが目的ですね。ですから、冠婚葬祭を私的理由に入れている自治体はあまり多くありません。これは冠婚葬祭は緊急保育のところに入れている自治体が非常に多いので、これはちょっと入替えをお願いできればと思っております。

私的的理由による保育の中で、リフレッシュというのをまず頭に持ってきてもらいたいなと思いますので、熊本市とかそういうふうなところのホームページを参考にさせていただいて、保護者の方が利用しやすいようなホームページの作成をよろしく願いして、この項を終わらせていただきます。

では続きまして、防災につきましてお伺いをさせていただきたいと思います。

南海トラフによる津波対策でございますけれども、防災ラジオとポケットベルの電波特性について、また車中泊について質問したいと思います。まず、南海トラフ地震による津波想定に関する現状の把握、また津波への別府市の想定への対応策はどうなっていますでしょうか。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

国は今年の3月31日に南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会、地震モデル報告書を公表しており、南海トラフにおいてマグニチュード8から9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率を80%程度と評価しております。南海トラフ巨大地震が発生した場合、本市では震度6弱以上、津波の高さは最大で3メートルから5メートルとされています。

津波への対策としましては、御家庭に配布し、また、別府市公式ホームページでも公開しております別府市防災マップに掲載の津波ハザードマップを日頃から十分御確認していただき、とりわけ海拔10メートル以下の津波の浸水域にお住まいの方や往来する方々におかれましては、地震による強い揺れを感じたら、より遠くへ、より高台へ逃げるなど、段階的な避難を実行するという、お一人お一人の心がけが極めて大切になります。

○16番（穴井宏二） 分かりました。様々な予測があると思います。南海トラフ、また最近では日向灘沖地震も危惧をされております。先日の6月18日の夕方にも日向灘沖地震が起きました、ここで地震が起きますと非常に津波が起りやすくて到達が早いと言われております。日向灘沖地震が発生した場合の津波の到達時間をどのように捉えておりますでしょうか。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

南海トラフ地震は駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源とする大規模な地震であるため、発生する領域や時間差に大きなばらつきがありますが、先ほど御紹介した内閣府公表の報告書によりますと、別府市における津波の最短到達時間は約84分、1時間24分となっております。

○16番（穴井宏二） 分かりました。

では、佐伯市等におきましては、県下でも幾つかの自治体が、沿岸部において防災ラジオというのを配布もしくは買取りですかね、しているようでございますけれども、この防災ラジオでございますが、別府市は扇状地になっておりまして、防災行政無線の放送がなかなか聞こえづらいという声もありました。280メガヘルツのポケットベルの電波を利用した防災ラジオを利用している自治体もございます。このポケットベルの電波は到達性は非常によく、建物浸透性が非常に高いと、また200ワットの高出力で文字情報で発信しておりまして、受信側では合成音声で変換するために、はっきりと聞こえるというふうに言われております。災害にも強く、地上回線と衛星回線等の二重化が確保されているため、非常にフォローがきくというか、非常にすばらしいと言われておりますけれども、私が見てる限りでは、このポケットベルの電波を利用した防災ラジオ、長崎の大村市、佐世保市等が導入しているようでございますけれども、そういうような利点もありますので、市の今後の考え方は、現状はどうなっておりますでしょうか。

○次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

本市では、防災ラジオは現時点で導入はしておりません。また、情報発信の手段として

現在は別府市公式ホームページや公式LINEアカウントのほか、市民向け防災アプリのサトモリなど、多様な媒体を活用して情報発信に尽力しているところでございますが、防災ラジオにつきましても、有用性や効果などについて他の自治体の状況について調査していきたいと考えております。

- 16番（穴井宏二） 分かりました。よろしく申し上げます。

では次に、車中泊への対応を質問をしたいと思います。

先日、災害対策基本法が改正されましたけども、この改正のポイント、これについてはどういうふうに捉えておりますでしょうか。

- 次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

令和7年5月28日に成立した改正災害対策基本法でございますが、今回の改正の趣旨は、令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、国による災害対応の強化、被災者支援の充実、インフラ復旧・復興の迅速化の大きく3つのポイントがございます。特に、被災者支援の充実においては、被災後でも人の生命と尊厳が守られるべきであるとし、避難所、いわゆる場所の支援から、避難者である人の支援へ考え方を転換するという理念が示されました。

そのために、十分な備蓄品の確保や保健医療、福祉の支援が図られること、在宅避難者、車中泊避難者等も含めた支援について明確にされました。

- 16番（穴井宏二） ありがとうございます。先ほど答弁のありましたインフラの復旧の中で、能登半島地震でもちょっと課題になりました、災害時に水道復旧のために事業者が個人の土地、私有地に立入りができるようになったというふうにもなっております。

それで、この車中泊の対応についてでございますけれども、内閣府は大規模災害時の被災者支援について、在宅避難する方や、自家用車で車中泊する方も防災計画に位置づけるように求めております。先ほども答弁があったとおりでございますけども、今後の災害におきまして、避難所に入れない方が多数発生することを見込んで、避難所という場所ではなくて、人に着目した支援に転換をしております。認知症の方やあまり動けない高齢者、また障がい者の方など災害弱者とされる人への支援強化に向けて取り組むこととなっております。この車中泊、これは分散避難と言われる中でその一つになっておりますけれども、熊本地震のときの車中泊への対応について、また現状はどうなっておりますでしょうか。

- 次長兼防災危機管理課長（中西郁夫） お答えします。

熊本地震において、熊本県で行ったアンケート結果でございますが、車中泊での避難した方は1,568人でありました。別府市における車中泊避難についての把握はしておりませんが、一定数の方が車中泊をしたことは承知しております。車中泊避難はプライバシーの確保やペットの世話ができるなど利点がある一方で、エコノミークラス症候群の危険があり、健康管理の課題があることから、本市としましてはこれまで推奨していない経緯がございます。

- 16番（穴井宏二） 分かりました。内閣府が、昨年6月に在宅避難者車中泊避難者等の支援の手引きというのを公表しております。この中では、認知症や知的障がい、発達障がいなどの状況によりまして、環境の変化に弱い方は、体育館や公民館など避難所に馴染めず、家族の運転する自家用車や被災した自宅で避難生活を送るケースが見られたと、またこのような避難生活を送る方を自治体が把握するのは非常に困難であり、福祉事業者との連携を明示しております。

また、車中泊につきましては、民間事業者、大型商業施設、パチンコ店、ホテル・旅館、自動車学校、公園、公共施設、スーパーなどと連携して駐車スペースを確保するように求めております。ある自治体におきましては、車中泊避難のために現状600台以上の車を止める場所を確保したそうでございます。また、自治体によりましては車中泊ガイドという

のをつくっているようでございますけども、この内閣府の方針に基づいて、今後市の方針はどうなりますでしょうか。

○防災局長（大野高之） お答えいたします。

平成28年熊本地震などの災害における車中泊の発生状況を踏まえますと、様々な理由により、やむを得ず車中泊を選択する避難者が一定程度発生することが想定されます。したがって、国作成の手引きなどを参考に今後、実情に応じた車中泊避難者の支援方策を研究してまいりたいと考えております。

○16番（穴井宏二） よろしく申し上げます。熊本地震では約3,000台の車が車中泊されたというふうにもなっているようでございますし、愛知県岡崎市では先ほど申し上げました車中泊の手引き等もつくっているようでございますので、ぜひ研究をお願いしたいと思っております。

では、次の質問に入りたいと思っております。

住宅セーフティネット法改正と居住サポート住宅について、質問をしたいと思っております。

これにつきましては、単身の高齢者の方や障がい者の方など、住まいの確保が困難な方への支援が強化されております。見守り付住宅の供給促進を目指す改正住宅セーフティネット法も昨年成立しました。そして本年秋の実施となっております。また、生活困窮者自立支援法では、自治体が住まいに関する相談支援を行うことを明確化、物件探しや居住中の見守り、退去時における支援事業を法定化して、家賃の安い住宅への転居費用を補助する仕組みも創設されました。

それでは、この住宅セーフティネット法の改正によりまして、居住サポート住宅が制度化されましたけども、その背景となったもの、また概要についてお教えてください。

○施設整備課長（籠田真一郎） お答えいたします。

令和6年の住宅セーフティネット法の改正の背景としましては、単身世帯の増加、持家率の低下などにより今後、高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズがさらに高まる見込みであること、一方で大家である賃貸人の中には孤独死や死亡時の残置物処理、家賃滞納などに対して懸念を持っている方が多くいることなどがあります。

そのため、居住支援法人等と大家が連携し、日常の安否確認や見守り、生活や心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎを行う居住サポート住宅が創設されました。居住サポート住宅は、一定の基準を満たすものについて市町村長等が認定し、改修費等についての国の補助などにより供給を促進していくものであります。

○16番（穴井宏二） では、この居住サポート住宅で援助を受けることができる対象者、また支援する内容はどういうふうになっていますでしょうか。

○施設整備課長（籠田真一郎） お答えいたします。

居住サポート住宅は、高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者の生活の安定を図るために必要な援助を行うことができる住宅であります。居住サポート住宅において、援助が必要な方につきましては、人感センサーなど通信機器等による安否確認、訪問等による見守り、要配慮者の生活や心身の状況が不安定になったときの福祉サービスへのつなぎの3つのサポートを受けることができます。要配慮者が居住サポート住宅に入居する場合は、認定された保証業者が家賃債務保証を原則引き受けるものとなっております。

また、生活保護受給者の場合は、事業者が希望すれば原則、家賃等について代理納付がなされることとなります。

○16番（穴井宏二） 分かりました、ありがとうございます。

このような支援強化の背景には、単身高齢者の増加と持家率の低下があるようでございます。国の調査によりますと、2030年には単身高齢者世帯は800万を超えるというふう

に言われております。一方、約70%の大家さんが、高齢者の方への入居拒否感があり、先ほど答弁にもありましたけども、孤独死などを不安に思っているために今後は住宅政策とまた福祉部門との連携が非常に大事になってくると思います。

そこで、サービス付高齢者住宅というのがありますね。これとセーフティネット住宅の違いはどういうふうに違うのか。また、非常に分かりにくいというところもあるようでございますので、その違いをお教えてください。

○施設整備課長（籠田真一郎） お答えいたします。

サービス付高齢者向け住宅は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づくもので、高齢者を対象としたものであり、サービス内容も状況把握と生活相談が義務づけられているほか、多くの施設で食事の提供や生活の介助などが提供されているものであります。

また、セーフティネット住宅は居住サポート住宅と同じ住宅セーフティネット法に基づくもので、住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅であります。入居後のサポートの提供はないところが、居住サポート住宅と異なるところであります。

○16番（穴井宏二） 違いがよく分かりました。今回のこの改正法のポイントの中の一つは、居住支援という言葉が入ったところです。長らく昭和の時代から戦後、日本の社会保障でありました家族、長期雇用、終身雇用、持家、この前提条件が崩れてきている中で、単なる住宅の提供ではなくて、見守りをして、変化に気づいてあげて、病院や自治体などの相談窓口につなぐという家族機能を社会で担っていく意義があると言われております。これまでの住宅から居住へ、また、人へのバックアップを行うというふうになっております。

そういう意味で、本年秋のこの施行を見据えて、見守り等福祉部門との連携が非常に大事になってくると思います。今後居住サポート住宅の役割は非常に大きくなってくると思いますけども、最後に、どのようなスケジュールで進めていくのかお教えてください。

○施設整備課長（籠田真一郎） お答えいたします。

居住サポート住宅の認定制度につきましては、今年の10月1日から施行される予定で、詳細なことにつきましては今後、国等から示されていくこととなっております。居住サポート住宅に関する体制づくりなど、引き続き市民福祉部等と連携して進めていきたいと考えています。

○16番（穴井宏二） しっかり連携をして、よろしくお願ひしたいと思います。

では次に、HPVワクチンの接種、また百日ぜきのワクチンにつきまして質問をさせていただきます。

このHPVワクチンにつきましては、過去何度か質問をさせていただきました。また御丁寧な答弁をありがとうございました。改めて、このHPVワクチンの接種率向上に向けた別府市のこれまでの取組、また今後の取組をお聞きしたいと思います。お願いします。

○健康推進課長（末房日出子） お答えいたします。

子宮頸がん予防のためのHPVワクチンの積極的な接種勧奨の差し控えが終了した令和4年度より、接種機会を逃したキャッチアップ接種の対象の方には、毎年度個別通知を実施いたしました。令和6年度は、キャッチアップ接種対象者及び中学1年生から高校1年生相当の定期接種対象者のうち、接種が完了していない方に7月に個別通知、さらに、令和6年度末を持って接種対象者でなくなる予定であったキャッチアップ接種対象者及び高校1年生相当の方へ、令和7年3月までに1回でも接種されている方は期間が延長される旨を令和7年2月に個別通知し、接種勧奨を実施いたしました。

そのほか、小中学校を通じてのチラシの配布や、市内大学と連携し、大学生に向けてSNSを活用した情報発信、市報やホームページへの掲載などで周知を図ってきました。令和7年度は、これまでの取組に加え、中学1年生に対し、夏休み前に学校を通じてクリアファイルとチラシを配布する予定です。また、関係機関の協力も得ながら、幅広く周知に

努めてまいりたいと考えております。

- 16番（穴井宏二）ありがとうございます。定期接種と、平成9年度から19年度生まれのキャッチアップ接種対象者及びキャッチアップ世代と同様に、接種期間が延長の対象となりました高校2年生相当の方、また現在、定期接種対象の最終年度の高校1年生相当の令和5年度と令和6年度の接種率はどのようなふうになっているのでしょうか。

- 健康推進課長（末房日出子）お答えいたします。

1回以上接種している方の単年ごとの接種率としては、定期接種対象者では、令和5年度接種分が9.6%、令和6年度接種分が17.1%、累積接種率は32.1%です。

キャッチアップ接種対象者では、令和5年度接種分は6%、令和6年度接種分は15.6%、累積接種率は49.6%となっています。現在、高校2年生相当の接種率は、令和5年度接種分で13%、令和6年度接種分が22.2%、累積接種率は50.7%です。

高校1年生の接種率は、令和5年度接種分で11.8%、令和6年度接種分で20%、累積接種率は43.6%となっています。いずれの世代も、令和6年度の接種率が向上しています。

- 16番（穴井宏二）ありがとうございます。健康推進課におかれましても、様々な周知、SNS、また大学生に向けての取組、また個別通知につきまして接種率の向上に貢献されてることに高く評価を申し上げたいと思います。

そこで、個別通知が非常にやはり今の数字を聞きまして効果的だと思っているところでございますけども、最終接種年齢となる高校1年生は特に積極的に勧奨してほしい年齢でございますし、個別通知をするときの費用的な面、お金はどのくらいかかるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

- 健康推進課長（末房日出子）お答えいたします。

高校1年生相当の年齢の方で、令和7年5月末時点で接種が完了していない対象者は約320人です。個別通知を実施する場合に必要な経費は、案内用のチラシを作成するなどが15万円、郵送費3万円、合わせて約18万円と想定されています。

令和7年度も、高校1年生相当の年齢を含む中学1年生から高校1年生相当の定期接種対象者には個別周知を夏休み前に行う予定としております。

- 16番（穴井宏二）夏休み前の周知、よろしく願いいたします。

そこで、今年の3月までに、1回でもHPVワクチンを接種している方、キャッチアップ接種世代の方を対象としたリーフレットを厚生労働省が、本年4月でしたかね、5月でしたかね、作成しております。このような分かりやすい資料を活用しまして、定期接種の期間が延長になりましたキャッチアップ世代の方、並びに高校2年生相当の方については、本年12月までに2回目を打たないと、なかなか来年3月までの無料期間に間に合わないということでございますので、ぜひとも個別周知を、御面倒ではございますが再度お願いしたいなと思いますけども、いかがでしょうか。

- いきいき健幸部長（阿南 剛）お答えいたします。

平成9年度から19年度生まれのキャッチアップ世代の方、並びに現在高校2年生の方には、これまでに4回接種の対象者であることや定期接種の期限などを通知し、接種勧奨を行っておりますが、HPVワクチンは複雑な制度でもあるため、個別通知や若年層の目にとどまりやすいインスタ等のSNSなど様々な手段を講じつつ、効果的な周知を図ってまいりたいと考えております。

- 16番（穴井宏二）分かりました。様々な手段ということ、ぜひ個別通知のはがき等も検討をお願いしたいなと思います。佐賀市においては、最近個別通知のはがきを出されております。また宮崎市では、かなり力を入れまして、非常に接種率が上がってきているようでございますので、これからもう一段上げるというのはまた大変かもしれませんが、御本人様方の健康のために取組をお願いしたいと思います。

また、大牟田市におきましては、平日に予防接種を受けられない方に日曜日の接種を幾つかの医療機関でやっていたようでございますので、ぜひともこれも参考にさせていただきたいと思っております。

それでは続きまして、スローショッピングに質問を移らせていただきたいと思います。高齢者の方への買物支援を含めてスローショッピング、質問したいと思います。

スーパーのレジについて質問ですけども、多くのところでセルフレジが導入されてきております。コンビニ、大手スーパー等、本当に多くなってまいりました。そういう中でも、機械が苦手な方も、慣れてくればすいすいとレジまで進むことができる。また、このセルフレジはほぼ待ち時間がゼロということで、多くの買物をして人も人目を気にしなくてよい利点があります。

ただ、会計をするときにお金を入れてください、またお釣りをお取りくださいという自動音声は何回も流れますので、少し焦ったりすることもありますけども、御高齢の方につきましても多分そうじゃないかなと思います。昔は個人商店等で、会話を楽しんで買物をする。特に昭和世代で御高齢の方などは、昔ながらの買物を楽しんでいたために、セルフレジのところにはなかなか足を運びにくくなったと、苦手だということもあるようでございます。

そこで、今回は焦らずゆっくり買物ができるスローショッピングレジについての質問でございますけども、このスローレジは、通常のレジのレーンとは違って別にレーンを設けて、ゆっくり小銭を出すことも気にすることなく買物ができる、後ろに続く方がいても気にせずに買物ができるというようなものでございます。特に、あるところのコンビニにおきましては、近くの施設の方を誘導して、認知症の方とか連れ添ってゆっくり買物をしている、非常に喜ばれているという声も出ているようでございますけども、このスローショッピングレジ、別府市としてはどのように捉えていますでしょうか。

○産業政策課長（市原祐一） 答えいたします。

スローショッピングとは、認知症の人などが自分のペースで買物ができるよう、店側が行うバリアフリーの取組になります。事業所には合理的配慮の提供が義務づけられていること、また、市が取り組んでいる認知症高齢者等に優しい地域づくりから見ても、スローショッピングの取組は必要であると考えております。

○16番（穴井宏二） ありがとうございます。

このスローショッピングレジは、オランダが発祥と言われているようでございます。日本では岩手県が最初に始めたというふう言われておりますけれども、孤独・孤立を感じている方が増えてきたために、高齢者の孤立を解消するための一つの活動として、レジで会計をするときに、店員さんと会話をして孤立感を解消していただくことができる、また時間を気にせずに買物ができる、非常に喜ばれてるそうでございますけども、別府市内におきまして、このスローショッピングレジを導入している店等はあるのでしょうか。

○産業政策課長（市原祐一） 答えいたします。

ゆめタウンやコンビニエンスストアの一部の店舗では、スローショッピングレジが導入されております。また、百貨店等では、全てのお客様が安心して買物ができるように、接客サービスを行っているとも聞いております。

○16番（穴井宏二） ゆめタウンとかですね。また、由布市のコンビニエンスストアにおきましても、先ほど申し上げました高齢者施設の方と一緒に連れてきて買物をして喜んでいただいているというようなことでございました。

そういう中で、別府市内にも、防災協定等様々な協定、また連携を市と締結している店舗がありますが、そういう連携の範囲の中で、スローショッピングレジの導入について推進をしていく、こういうことはできないのでしょうか。

○観光・産業部長（日置伸夫） お答えいたします。

先ほどのゆめタウン別府店では、市との包括連携協定の取組の一つとして、食品館で購入した商品を自宅まで配送する買物支援等の実施に加えて、既にスローショッピングの取組も行っており、ところでございますが、連携協定等の有無にかかわらず、市内の店舗等に対し、スローショッピングへの取組についての周知に努めてまいりたいと考えております。

○16番（穴井宏二） ぜひ、こういうふうな高齢者の方、また認知症等、また施設に入っている方に外出支援、また自分で買物ができるという喜びを感じていただけるような取組をぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で一般質問を終わります。

○副議長（安部一郎） 休憩いたします。

午前 11 時 43 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（小野正明） 再開いたします。

○10番（阿部真一） 阿部真一でございます。お昼一番の質問ということで、目が覚めるようなというか、皆さんの耳に届くような質問をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

最近ちょっと目が悪くなって、タブレットでこのようにして質問するんですけど、ちょっと字が見えなかったり質問の入り組みがあるかもしれません、その辺は担当課の職員の方は質問をよく聞いておいていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、温泉行政についてということでお聞きしたいと思ひます。

この質問、昨年3月議会で取り上げさせていただいて、令和6年の3月に別府市で別府市温泉マネジメント計画を、担当課が作成をしております。そして令和6年9月に、このマネジメント計画を基に各関係者との意見交換会をに実施しております。その中で、このマネジメント計画の中でうたわれております別府温泉の在り方、これが総合的にマネジメント計画を策定し、市民の皆さんに共有していく部分で行われております。

今回の質問は、特に別府市民に親しみがある市有区営温泉、要は地元に着した温泉、別府市民が生活の中であまり経済的なところ、営利なところがあまり観点がなく、生活の一部に着した温泉の在り方を質疑させていただきたいと思ひます。

それでは初めに、現在の別府市内の市有区営温泉の数はどれぐらいになっているのか、そして過去5年間で中止、廃業した件数をお答えください。

○次長兼温泉課長（樋田英彦） お答えします。

共同温泉の数として、市有区営並びに区有区営合わせて82の共同温泉の数となっております。

それと廃業ということですが、過去5年間でいけば1つ廃業ということで報告を受けております。

○10番（阿部真一） この市有区営温泉の運営については組合員さんだったり、自治会の役員さんだったりがお世話に当たっているところがほとんどでございます。要は民間と違うところは、地域の中で運営をしていくということを主体にしております。

ここで考えなければいけないのは、別府市の行政がどこまで関われるか、民間事業であれば民間のホテル、温泉をなりわいしているところは、営利目的で商売をしているわけであり、管理運営面、人件費、人員の面においても企業努力のところを考えられるわけですが、この別府の地元の温泉に関してはやはり、管理・運営・人員の面が課題点であるということは、行政も地元の運営されてる方々と共通の課題点だというふう認識しております。

その上で、各市有区営温泉の運営状況、管理状況を担当課がどのように把握しているのか、そしてまたこれまでに直接管理、運営等に関わる相談等でどのようなものがあったのか、御答弁ください。

○次長兼温泉課長（樋田英彦） お答えします。

昨年、共同温泉を対象に実施しておりますアンケート調査の結果からも、多くの共同温泉が抱える課題といたしまして、管理者の高齢化や組合員数の減少による担い手不足、入浴者の減少に伴う収入減、施設の老朽化の3つが多く上げられております。

また、管理運営をしていく上で必要となる経費の中で、清掃費の占める割合が多く、さらにその担い手の確保においても苦慮しているという現状があるということは認識しております。

○10番（阿部真一） 担当課のお答えがありましたとおり、やはり共通の課題として認識している部分は、やはり施設の老朽化、運営に対する人員、そして経費等のお金の問題が課題としてなっているということでございます。その中で、別府市はやはり温泉課という別府市ならではの担当課を持っているわけですが、その中で、多くの施策、補助金であったり、修繕費用などの支援を行っている背景がございます。その情報が自治会等の運営の中でやはり高齢化をしていったり、情報がなかなか行政と密にうまくいかない部分が多くあり、私も耳にするところでございます。やはりこの行政が進めている制度、補助の在り方をやはり周知をしっかりと、市有区営温泉の管理運営の相談等があった場合、助言、指導等が行えるマニュアルを作成しておいて、別府市も寄り添った形で対処していく姿勢が必要ではないのかというふうに考えております。

その中で、より具体的に今年度新しく温泉課のほうで政策を進めていっているわけですが、予算質問等でも少し質疑があったかと思いますが、担当課がこういった課題を踏まえたときに、未来志向で新しく制度を進めていく上で、皆さんに知っていただきたい部分の制度の変更点、新しい制度があれば御答弁いただけますか。

○次長兼温泉課長（樋田英彦） お答えします。

まず、共同温泉支援のために設けております温泉建設等に対する貸付金及び補助金につきましては、今年度から、自然災害等で急遽必要になったもの、前提として貸付金を償還している間は貸付ができないとしておりましたけども、今年度からは緊急的なものにも対応ができるように、償還中であっても、自然災害等の復旧によるものであれば貸付するというふうに拡充をしております。

また、相談窓口ということですが、今年度から共同温泉が抱えている様々な問題の中で、特に管理運営の課題の解決という部分において、一般社団法人分県中小企業診断士協会の協力の下、管理運営面での困り事に対する相談窓口を設置して、運営面からのサポートも充実させた取組等を実施しているところでございます。

○10番（阿部真一） それでは、この新しい制度を進めていくわけですが、今回、昨年の9月にこの市有区営温泉の運営に当たる方々との意見交換してる上で、アンケートの結果等私も拝見させていただきましたが、やはり行政当局と管理運営される方の溝というか、これ情報共有をしっかりと今後していけば埋まることではあると思うんですが、やはりまだ行政当局が考えている運営の在り方の施策の進め方、それと管理運営する側が欲している補助金制度の在り方というのが、やはり今後お互い歩み寄って、よりよい未来志向の地元温泉の在り方を構築するべきであると思います。

その中で、今回意見交換を行ったのが、僕の認識の範囲では2017年、12年か17年に一度やられてて、今回久しぶりに、7年ぶりぐらいに行っていると思うんです。これアンケートを基に、そしてこのマネジメントを作成した段階でやはり地元の声を聞こうということで、担当課が開催をしたわけですが、やはりこういった意見交換の場という

のを充実させて、公の行政ができること、地元の方々に頑張っていたいただきたいこと、そういったのを構築していく取っかかりの1年ではあるのではないのかなというふうに、意見交換のアンケート等見て感じました。

その中で、今後別府市が考えるこの地元の温泉の役割、在り方を考えたときに、温泉は観光地、観光客のためというものと、やはり別府に住む市民の生活に根づいた温泉という2つの考えをやはりうまく両立していく必要がございます。その中で、今後も貴重な温泉資源でございます。こういった温泉の在り方の様々な課題を解決しながら、持続的に運営していくためには、別府市として市営の温泉、市有区営温泉、区有区営温泉等の全体を見据えた中長期的な将来像を示すことが必要ではないかと思っておりますが、そのために今後担当課が行おうとしている体制づくり、その点についてはどのように考えているのか、お答えください。

○次長兼温泉課長（樋田英彦） お答えします。

まず、市有区営温泉につきましては、意見交換会も開催したことであります。また今後を見据えると、本市におきましても、地域文化並びにコミュニケーションの場として様々な手法により持続可能な共同温泉の管理運営へ、支援に取り組みなければならないということは十分に認識をしております。

これは例えばですけども、各種認証システム導入による管理の自動化、いわゆるデジタル技術の活用による市有区営温泉が抱えてる課題の一つであります担い手不足の解消への検証をはじめとして、施設が抱える解決に向けた調査研究に努め、別府市全体の課題として捉えながら、共同温泉に関わる関係者の方々とも協力しながら、今後を見据えた継続的な管理運営体制への支援に取り組み、将来に継承していけるように進めていきたいと考えております。

○10番（阿部真一） この共同温泉のアンケート調査という結果でございますが、市長も御覧になったか、お聞きしている、報告を受けているかと思っておりますが、やはり今行政の側でも、いろんな分野でDX化、デジタル化が業務的に進んでいる部分がございます。地元の温泉の管理運営する上では、先ほど課長が答弁したように高齢化と人材不足が進んでおまして、ただ別府の温泉、別府市民が利用する上で、行政ができることは、このデジタル化、そしてまた中規模の支援の在り方というのも、地元の人には理解をしてもらって進めていくのがやはり現実的ではないのかなというふうに考えております。68か所市有区営温泉ございますが、平均するとやはり90名から70名ぐらいの組合員さんの方が利用している形であると思っております。そうすると1万人弱、8,000人前後の市民の方が地元の温泉というかももうお風呂の生活の一部として入っているわけでございますが、そういった観点でやはり、利用者のほうも現実少なくなっております。差し当たって、うちの家庭はみんな地元の温泉に入っております、子どもも。嫁さんはちょっと行ってませんが、子どもは、小学校の頃から地元の温泉に組合費を払いながら入浴をさせていただいているわけでございますが、やはりこういった中で、別府の生活に馴染んだ温泉というのは、営利の目的ではなくやはり担当課としても大切にしていきたいという表れは、すごく業務の中で感じております。ただ、今後全ての市有区営温泉を公的な面で補助をしたり、援助するというのは現実的に、財政的に見ても厳しいと私自身は考えております。

その上でやはり、生活に根づいた地元の温泉と、今後別府市の観光を発展していく上での温泉の在り方、双方相反する側面を鑑みたときに、まず公益負担と受益者負担の問題点を共有をしていく、この共有の方法としては、この前意見交換がございましたが、こういったのを定期的に組織化をして、連絡協議会などを通じ、常日頃から足並みをそろえていくのが必要ではないのかなというふうに思います。

その中でやはり、さっき言った清掃面のこと、管理設備等人材不足、高齢化等の問題が、

行政側だったらここまでできるよと、あとは地元の皆さんでこっだけ頑張ってくれないかという建設的な話をしていくことが一番、この地元の温泉を中長期的に長く存続させるためには必要ではないかなというふうに私考えております。できたら、アンケートの報告書も、マスコミには入ってましたんで届いてると思いますが、議会のほうにはまだ周知ができてない部分もございますので、ぜひこれ同じ問題として共有し、取り組んでいただきたいと思います。

それとやっぱりDX化は、市長、これやはり行政で進めていってる部分のよい面をやはり住民の皆さん、管理者の皆さんに理解をしてもらって、アンケートを見るとやっぱり8割、9割は、恐らくDX、デジタル、はてなマークがほとんどで、恐らく組合員の番台さんの無人化とか、いろんな費用の面でもプラスの面があると思います。そういった面は、やはりもう膝と膝を突き合わせて今後、市がこういった部分を地元の皆さんやっていただけませんかということで共有をしていただきたいと思います。

この温泉の質問に関しては、以上で終わらせていただきたいと思います。

次に、教育行政についてお聞きいたします。

この質問、小中学校の水泳指導の在り方ということでお聞きをしたいと思います。この質問を通告した理由としては、コロナ禍があって、昨年ですか、私、子どもと近所の子どもの友人等と泳ぎにプールに行かせていただいたところがありまして、その中で同じ部活動をしている児童の方と数十名で行ったんですけど、コロナの中でやはりプール、水に親しむ環境がなかった年代の子どもたちでありまして、それも含めましても、なかなかあまりにも泳ぎができてないと。僕も実は25メートル、息継ぎできないんでなかなか泳ぐことができないんですが、こんなに今泳げない子が多いのかなという実感をちょっとさせていただきまして、それというのも、僕も振り返ると当時は小学校のプールに、皆さんも記憶にあるか分かりませんが、かまぼこ板の裏に名前と住所と電話番号を書いて、地区の子ども会などが運営して学校のプールを開放していた、そして関の江、スパビーチは遊泳禁止だったんですけどスパビーチ、そしてまたいろんな市内のホテル等にもプールがございまして、水泳の授業じゃない場面でも、水に親しみを持って肌身に感じる事ができる幼少期を過ごしてきました。今の子どもたち、どこの時点の子どもというのは限定的には言えませんが、やはり泳力、水泳、水と親しむ力というのがやはりちょっと低下してるのではないかなというふうに考えております。

水泳の質問を取り上げたときに、やはり行政側、管理運営する教育委員会の考え方であると、やはりコスト、プールの維持管理の面から水泳の授業の在り方、外部委託とかいろんな手法の在り方を論じることが多いようにありますが、今日は子どもたちが、まず自分たちの命を守れて、水に親しみが持てて、そういった中で小中学校の水泳の授業をどのように行っているのか、そういった観点で質問をさせていただきたいと思います。

まず、この小中学校における水泳の授業の時数、指導体制等は現状どのようになっているのか、御答弁いただけますか。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

令和6年度の水泳に係る授業実施時数につきましては、小学校6年生で平均10時間、中学校3年生で平均9時間となっております。また、教員による指導体制につきましては、学校規模により異なる場合がございますが、複数学級による学年単位で授業を行うなど、必ず複数人体制で指導に当たることとしております。

○10番（阿部真一） 水泳の授業の時間数は9時間、10時間ということで、熱中症もあり、いろんな気象状況の変化で授業がなくなったり、なかなか教職員現場のほうでもこの授業ができないことがあるというふうにお聞きしております。

その中で、今度ちょっとお聞きしたいのが、教職員の水泳に関する実技能力の在り方で

ございます。3年ぐらい前に、水泳の実技が県の教員採用の義務から外れております。その中で、やはり特に小学校の授業においては、実技を義務化されていない教職員の方が水泳の授業に当たるということでございますが、そういった教職員の方の負担を考えたときに、小学校の教職員が水泳の指導をする際に、子どもたちに安全に指導する上で、そしてまた泳力を養う上でどのように義務化から外れた教員の指導のサポートをしているのか、お答えください。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

大分県小学校教員採用試験では、平成31年以降、水泳の実技は課せられておりませんが、大学の教員養成課程におきまして、水泳を含む体育実技の授業が設けられているため、一定の水泳技能は担保されていると捉えております。

また、そのような技能が未熟な先生方も小学校にはおる可能性もありますので、市内小中学校に配置されております体育専科教員を活用して、水泳指導を含めた体育の時間の授業支援を行っております。また、学校では、複数の教員で水泳に当たるチームティーチング制を採用しており、これによりまして、個々の教員の技能不足を補完し、安全性を高めることができていると考えております。

○10番（阿部真一） この教員の採用が平成31年にもう義務化が廃止されたということで、水泳を競技的にできるように子どもたちに教えるところまではないんですが、やはり今の別府市、どこの都市でもそうなんですけど、泳げる環境が少なくなっている中で、やはり水難から子どもたちの命を守る上で、この水泳の授業というのはやはり一番大切であると考えております。

その中で、やはり教員の負担としては、もう科目の技能から水泳が外れているわけでございますので、やはりそういったところの県が加配配置をしますので、専門の水泳の技術を持った教職員の方がもしかするといない学校もありますし、近隣校にいた場合、そういった教職員の派遣ができるのはやはり市教委のほうで、あらゆる手を使ってでもこの授業が遂行できるように、教員の不足がないようにしていただきたい。

泳力をつけるというところでいくと、簡単に言うと25メートルのプールを息継ぎをしながら泳げること、これが大前提らしいです、某議員に聞きましたけど。ばた足でずっと顔をつけたまま25メートル頑張っていく人もいらっしゃいますが、基本的には泳力を養うというところの基本水準は、息継ぎをしながら25メートルのプールを泳げることが必須であるというふうに理解をしておりますが、別府市のやはり子どもたちの今の泳力の基準というのは、数年前に市教委がデータを取ってるようでございます。自分でクロールを、息継ぎしながら25メートルが泳ぐことができるのか、これ令和3年の11月の市教委の調査の資料でございますが、これ教職員を対象にしていますね。教職員でもできる方が70%ぐらいと。授業においても、教職員が自分の指導力に自信があるかということ、半分ぐらいの方がちょっと自信なく、ぎりぎりできますぐらいの感じということ。恐らくそういった実態調査の、コロナが間に入って、やはり教職員の水泳の授業の在り方、子どもたちの泳力の在り方、双方に合わせて、市教委は県教委の見解とか待たずにやっていっていただきたい、調査研究を進めていっていただきたいと思います。

学校での水泳の指導の意義は、やはり自らの命を守ることが大前提でございます。やはり日本の歴史の中で、江戸時代の藩の藩校の中で泳力を養う環境が大人、子どもかかわらずあったと記載がございます。そしてまた、水泳の授業が盛んになったのは1965年の東京オリンピック以降、小中学校の施設内にプールが併設をされ、そしてまた大きな水難事故であれば1955年の運輸の貨物の船と修学旅行の、広島県ですかね、高松沖であった水難事故、そして三重県での事故が大きく、特に小学校の水泳の授業に力を入れようということで、国も大きくかじを切った背景がございます。

その中で、やはり水泳指導における危険は伴うものでございますが、こういった背景を含めて、安全対策も含めて、教職員の方は水泳の授業をしているわけでございますが、現時点でまだ調査研究していないわけでございますが、安全対策は職員に対してどういうふうな指導をしているのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

水泳学習時には、必ず複数体制で指導することにより、常に児童生徒を観察することで、安全の確保に努めております。

また、多くの学校では授業の際2人1組をつくり、互いに相手の安全を確かめさせるバディシステムを取り入れ、安全や健康状態を確認する仕組みをつくったり、児童生徒の習熟度別に課題を課したりすることで、安全を確保するようにしております。

教育委員会といたしましては、国が作成した水泳指導における事故防止等に係る参考資料や、毎年度実施される大分県水泳プール安全管理講習会の内容につきまして、校長、所長会議等を通じて周知することで、指導の徹底を図っているところであります。

○10番（阿部真一） 今の教員の水泳の授業に対する技能の在り方と、そして水泳の授業全体で行う上での安全策の講じ方というのを御答弁いただきました。その部分、県と通じた指示の元、校長会でしっかり共有して、ぜひ校長会で出た意見はしっかり現場の教職員のほうにつながるように指導を徹底してほしいと思います。

このプールの質疑をする上で、やはり通達が出てるのは、ほとんど学校プールの管理の在り方の部分が多うございます。ちょっとお聞きしたいんですが、今の別府市内の小中学校の維持管理費、年間でどれぐらいになっているのか御答弁いただけますか。

○次長兼教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

主な維持管理費は、設備の修繕費と、それから水道料金であると考えられます。まず修繕費につきましては、小学校と中学校合算いたしまして、令和4年度は約130万円、令和5年度は約250万円、令和6年度は約300万円でした。器具等の取替えやろ過装置などの修繕、プールサイドの補修などが主な内容でございます。

次に、水道料金につきましては、下水道料金をプール利用分と校舎利用分に分けて管理可能な学校が17校ございまして、17校分の令和6年度の上下水道料金は合計で約350万円、平均いたしますと、1校当たり約20万5,000円となります。

○10番（阿部真一） この負担軽減の在り方というのは、他都市の参考事例は、厚労省のホームページにも通達の方で出ている部分がございます。民間の清掃管理委託業務を委託するとか、いろんな面でこの管理運営に関してはよくテレビで、水道を閉めてなくて教職員の個人に請求の裁判が打たれたりとか、そういった教職員の個人の責任の範疇で事案が起こる可能性が多いことでございます。この管理運営面もぜひ、特にプール、今各小中学校掃除を行っていると思います。教育の一環で、子どもたちと教職員でプールの授業が行われる前に一斉に掃除を行っておるわけでございます。地域によっては、自治会の方の協力があって、地域の方と子どもさん、そして教職員等とプールの清掃に当たって一体感を持って子どもたちの水泳、泳力を高める活動を支えていく部分もございます。こういった部分も、やはり教育委員会では管理運営の下の部分も一度外部委託も含め検討していただきたいと思います。

それではまず、子どもたちの指導の面、管理、維持面から、やはり時代背景の中、プールの授業の在り方、子どもたちの泳力の数値などいろんな面で変化があつてるわけでございます。その分で教員の負担を減らす、そして子どもたちを水難事故から守り泳力の向上を高める、こういった部分をやはり、特に小学校の授業の中では、大分市も進めておりますが、水泳指導において民間事業者に委託をしたり、民間事業者に学校に来ていただいてプールの指導のサポートに当たる、そういった部分も調査研究が必要かと思っております。これ

3年前に市教委が行っているということでございますが、その部分は恐らく町内だけの調査研究であって、広く多くの子どもさんであったり保護者であったり、関係団体、関係事業者の方の包括的な大きな視野での聞き取りはしてなく、結論を出された経緯がございますが、今の質疑を受けて、今後この小中学校の別府市の水泳の在り方について、民間事業者等の外部委託を含め、どのような調査研究を行っていくのか、御答弁いただけますか。

○教育部長（矢野義知） お答えいたします。

学校におけます水泳授業の目的の一つは、水難事故を防ぎ、自身の命を守ることがあります。今後につきましては、命を守るための泳力を児童生徒が身につけるという観点も考慮いたしまして、改めまして各学校や地域の実情、または関係者、児童生徒の教育的ニーズ等を把握しながら、水泳授業につきましては部分的な委託や専門指導員の学校への派遣等、様々な可能性について今後教育委員会として調査を進めてまいりたいと考えております。

○10番（阿部真一） ぜひ調査研究を進めていって、水で楽しみ、そして自分の命を守る、そういった水泳の授業の在り方をこの別府市から進めていっていただきたいというふうに考えております。冒頭言いました、やはり水泳に関してはやっぱり泳げない子どもの実態というのを、実質的なしっかりした調査をするべきだと思います。教職員に対しても指導に関しての不安がないのか、そういった部分も合わせて調査研究していただいて、管理運営のコスト面から外部委託の費用面の調査研究を総括的に進めていっていただきたいというふうに、最後申し述べさせていただきます。

今、くしくも水泳の話をしてしまいましたが、私自身は本当に泳げない一人でございますが、よくよく考えると泳げないというよりかは、もう犬かきぐらいしかさすがにできないです。教育長は泳げるかどうかは僕も存じてはないんですが、市長は大分泳げたように記憶をしておりますし、橋本水道局長はちょっと泳げるそうで、これを機に、別府市議会も水泳のチームはございませんが、25人の議員の皆さんどれだけ泳げるか分かりませんが、そういった水泳、コロナがあってやはりちょっと水泳の授業が少なくなって、子どもたちと触れ合う時間も先生方も減ってる部分もあると思うんですが、ぜひよりよい水泳環境の在り方の検討に努めていっていただきたいと思います。

それでは次に、学校現場の危機管理体制ということでお聞きします。

これは、昨日3番議員の中村議員の質問でありました。この部分も、教職員が時間外の業務で忙殺され、そういった中教職員の方に対しての危機管理体制を問う通告でございます。その中で答弁ありました、別府市内では今のところ、保護者からの対応等で大きな事案はないということでございますが、こういった教職員に対してのフォローアップというのはやはり新任教員、若い教員に対してのフォローアップが、現場でも県、市の行政側でも必要であるというふうに考えております。

一概には言えませんが、やはり保護者のこういった対応において時間外勤務を強いられるというふうに、現実的にはあると思いますが、教職員に対して時間外の勤務調査を行ったことがあるのか、あればその実態を御答弁いただけますか。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

市内教職員の勤務状況につきましては、出退勤時刻の管理システムにより適正な勤務時間の管理を行っております。その結果を基に、毎月の校長所長会議におきまして、月当たり45時間、さらには80時間を超えた割合等を示しながら、業務内容の見直しを促しております。

令和6年度1か月の時間外在校時間が80時間を超えた教職員の割合は、全体の1.2%でございます。僅かではございますが、年々減少傾向にあります。

○10番（阿部真一） これ、市教委が各学校の担当の教員と意見交換を実施していると思

ます。その中で、この時間外の職務の対応に関して現場の教職員が負担に感じる業務の内容があるかどうか、その辺を含めて意見交換の中であった事例を御答弁いただけますか。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

教職員の代表と学校業務改善計画に係る意見交換会を実施し、教職員が負担に感じている業務内容を聞き取り、負担軽減に向けた取組を各課で連携しながら進めております。

なお、内容につきましては、今こちらのデータ等はございませんけれども、話の中から、今議員さんがおっしゃったように、電話対応であるとか、あるいは翌日の授業の準備だとか、そういったものがあるということは聞いております。

○10番（阿部真一） 実際、教職員の負担に感じる業務というのは、県のほうでも文科省のほうでも調査をするのが3年に一遍ぐらいですかね、市教委のほうに来ると思います。ぜひ、別府市でこういった教職員が業務の負担と感じる内容というのは様々な価値観があって、それ負担じゃなく業務だよと、仕事の一環ですよという部分もありますし、これはやはり学校運営の中で管理職を含めたところが、教職員に対してマネジメントをしていく組織論のところの部分があると思います。ぜひ、こういった現場の教職員に対する特に時間外の労力に対する率直な意見を、市教委独自で把握をしていただきたい。というのも、問題が起こったときにやはり、新聞等で報道があつてからの問題視が一番多いように感じます。恐らく、水面下ではもっと多くの不満や教職員の負担が恐らく存在していると思います。そういった生の声を聞いて、やはり毅然としてスクールソーシャルワーカーとかを使って体制はつくってると思うんですが、そういった中で別府市の教育現場の環境を守っていただきたいというふうに思います。

その中で、実際心身の健康面・安全面というのが子どもたちの前で授業するのに一番大切かと思いますが、そういったフォローアップ、負担軽減策は具体的にはどのようなことをやっているのか、それだけちょっと答弁いただけますか。

○学校教育課長（宮川久寿） お答えいたします。

市が定めた別府市立学校業務改善計画や、各学校が定めた勤務実態改善計画に基づき、業務改善を進めております。具体的には、授業に対する負担軽減を図るための学習アプリの導入や、週当たりの授業時数の削減、業務の効率化を図るための校務支援システムの活用、勤務時間外の連絡対応のための自動音声システムの導入、部活動指導の負担軽減を図るための部活動指導員の配置、働き方の見直しを進めるための全市一斉定時退庁日や、休暇取得の促進のための学校閉庁日の設定等の負担軽減策を講じております。

○10番（阿部真一） 教職員の採用が減っている中で、やはり、世の中で僕のこれ私感なんですけど、先生と呼ばれる職業は弁護士さんとお医者さんと学校の先生だと僕は個人的には思っております。やはり、幼少期に一番時間をかけ接するのが学校の先生でございますし、50歳になりますけど、この歳にもなってもやはり恩師と呼ばれる先生との人間関係、思い出というのは多く残っています。その中でやはり教職員の今の働く現場の在り方としてはあまりにもかわいそうな場面というのを、目にし耳にすることがございます。これは家庭の中でも、やはり教職員に対しての在り方の部分で考えていただく必要が、我々の50代、40代の世代、先生の、要は悪いことを家庭の中で言って、子どもがそのまま学校で、友人同士の中で先生をけなすようなことがあるというふうにやっぱりお聞きします。

そういった環境の中で、やはり先生というのはどういった存在であるべきなのかというのを、ちょっとこれ精神的な哲学的な話にはなるんですが、やはり日本の教育の中では根幹として大切にしていかなければいけない部分、そうじゃないと今後の子どもを産み育てて、成長していく上では、もうこの日本の社会が瓦解する一つの部分だというふうに考えております。市教委の中でできる範囲は少ないとは思いますが、ぜひ、現場で汗をかいて踏ん張っている教職員の方のできる範囲のサポートと、もちろん教職員としての資質を高

めていくのは、学校の中の先生同士の先輩後輩の中でも人間力の向上等もあると思いますので、ぜひその辺は肝に銘じていただきたいと思います。

教育長、何か教職員の今後の在り方について、何か一言あれば御答弁いただけたらと思います。

○教育長（寺岡悌二） お答えいたします。

非常にグローバルと情報化の社会の中で、今教職員が求められている、いわゆる能力・技能は非常に多いと思ってます。どうしてもやっぱり家庭の理解と協調性等が今非常に求められていると思います。ただ、以前は超過勤務というのは当たり前の時代で、ほとんどもう全ては子どもたちのためにを合い言葉にやりましたので、別に全く問題なかったって言えば問題なかったんですけど、最近是非常に要求されることが多くて、先生方のそういう待遇等は十分気をつけて指導して、また制度としても考えていかなければならないと、本当に身にしみて思っているという状況でございますので、また改善の方向を模索していきたいと思います。

○10番（阿部真一） それでは、最後の質問に移らせていただきたいと思います。15分弱しかありませんので、ちょっと質問の内容をしっかりと聞いていただきながら答弁をお願いしたいと思います。

まず、この質問を通告した意味合いでございますが、議案でも上がっておりますし、議案質疑すれば済む部分かなというふうには考えていたんですが、やはりこのまず育児・介護の休養の在り方の法改正というのは今後の別府市、大分県、日本を考えたときに大変重要な法改定であるというふうに私自身認識しております。

それというのも、2030年に迎える2030年問題、高齢化が30%を超え、生産年齢が下がり、労働力の減少、そして様々な面でのサービスの低下が予想されております。医療の社会保険の問題もその一つでございます。その中でやはり、現状職員に対して質問するんですが、置き換えて言うならば一般企業の中でも同じような事柄があるということで、御答弁、質問を聞いていただければ大変ありがたいと思います。

まずお聞きしたいと思います。市の職員、正規職員、会計年度任用職員を合わせて、現在職員数がそれぞれ何名いるのか、それと年次有給休暇の取得状況、これをお聞きするのは、年次有給休暇というのは今まであった制度でございまして、今後この法改正の下、育児・介護等で休業が取れるわけでございますが、現行ある年次有給休暇の消化の状態がどのような状態であるのか、まずそこを押さえて質問したいと思いますので、過去3年間の状況をお聞かせください。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

令和7年4月1日現在、市長部局、教育委員会の常勤の再任用職員、任期付職員などを含めた正規職員数は987人、会計年度任用職員は780人です。正規職員の年次有給休暇の取得状況は、令和4年が1人当たり11.9日、令和5年が12日、令和6年度は誕生日を含めて連続した5日以上有給休暇取得を奨励したこともあり、16.6日となっています。

会計年度任用職員はそれぞれ任用形態が異なるため、年次有給休暇の付与日数も様々であり、平均取得日数で比較は適当でないため、付与した年次有給休暇を実際に何日間取得したかの割合を示す年次有給休暇取得率でいいますと、令和4年が約75%、令和5年が約78%、令和6年が約89%となっています。

○10番（阿部真一） 今、数字がございました。年次休暇の取得率はほぼほぼ推移としては高い数字で取得が当たっているということでございます。

この数字を聞いたのは、やはり今までの就業関係でいう年次休暇の取得に関して、やはりベースが高くないと今後行われる法改正の下での育児休暇の申請というのがやはり低くなるのではないかなと私自身考えておまして、現状の庁内での取得率をお聞かせいただき

ました。

その中で、やはり市の職員と会計年度任用職員ということで職員が分かれております。正規職員は、やはり労働組合の労使交渉を元に、ある程度の権限と権利を守られています。正規職員に至りましては、個人の判断においても、やはりそういった就労に関しての事案というのはかなり詳しく知っている部分がございます。では、会計年度任用職員さんに関しては労使の元労働組合にも加入をされておられませんし、やはりその現場で働く担当課、そして会計年度任用職員を各課の事業に配置する職員課の会計年度職員さんへのこの制度の周知というのは、やはり必須であると考えております。

その中で、現在の育児休暇、介護休暇が改正されたわけでございますが、正規職員、会計年度任用職員、男女別にどのような状況で推移しているのか御答弁いただけますか。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

職員の育児休業の取得状況は、令和4年度が正規職員の男性5人、女性14人、会計年度の男性0人、女性11人。令和5年度が、正規職員の男性13人、女性17人、会計年度の男性0人、女性8人。令和6年度が、正規職員の男性5人、女性11人、会計年度の男性0人、女性3人となっています。

以上でございます。

○10番（阿部真一） 今の数字がございました。育児休業と介護休業の取得の状況をお聞きしたわけでございますが、育児休業の取得の状況で、男性の会計年度職員が0人ということでございます。このことについてのちょっと見解をお聞かせいただけますか。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

会計年度任用職員の採用時に、会計年度任用職員のしおりを渡しまして、制度について周知を図っていますが、男性の育児に対する意識や男性の育児休業取得事例の低さ、それから雇用保険からの支給される育児休業給付金が十分でないことなどが影響していると考えられます。

○10番（阿部真一） 昨日別府市のホームページに、夏期有給休暇の取得を促す大分県の労働局のパンフレットが、ホームページに掲載されておりました。その中で、やはり庁内としてでも産業政策課が上げておられます、知ってますかね、課長。もちろん知ってますね。庁内全体に通しても、夏の間子どもたちと職員さんの時間を有効に使っていただく上で、年次有給休暇を取得しましょうというホームページが上がっておりました。

その中で、この法改正で一つ大切なことなんですが、何が変わるのか。そこの周知をやはり職員課は、正規職員の皆さんに周知をすること。そして会計年度任用職員さんには、この法改正の下、労働者としてどういう権利を有するのか。担当課が今、主な窓口として管理をしてるわけでございますが、やはり職員課としてしっかりその会計年度任用職員さんの取得の実態においても管理していく必要があると思います。育児休暇においては、今までは就学前に達するまでということでありましたが、小学校3年生終了までということで、子育ての休暇が見直しになっております。

それと今までは、今回新しく入ったのは入園、入学式、卒園式、これも権利として休暇を取ることができるようになっております。そして事業者側は、別府市としてなんですが、公表の義務があるということで法改正の中でうたわれております。ということは、労使の間では平等に進めていくこの法改正でございますが、その中で今後別府市として、実務としては業務が各課あるわけでございます。先ほど言ったみたいに、正職員、会計年度任用職員の割合というのももう半分半分でございます。その中で業務を、この会計年度任用職員さんにかかなり担っていただいている部分を含めると、業務の中でちょっと負担になるところ、業務の中で停滞する部分というのがあってはいけないんですけど、そういった部分というものの課題点は現時点でどのように担当課考えているのか、御答弁いただけ

ますか。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

年次有給休暇の取得は、業務の調整を図りながら計画的に行うことが一般的ですが、場合によっては諸事情により急な取得となり、他の職員の対応が必要となる場合も考えられます。

また、育児休業等の長期間に及ぶ休暇取得の場合は、業務量に見合った長期的な人員の不足による他の職員への業務負担の増加などが考えられます。

○10番（阿部真一） 今、課長から答弁がありました。この法改正の下、どういうことが想定されるのかの答弁があったわけですが、ではどのようにこの影響を軽減していくのか、対策法があるのか、御答弁ください。

○総務部長（竹元 徹） お答えいたします。

職員の業務におきましては、正副担当を設けておりますので、急に職員が休暇を取得し、その業務を遂行しなければならないような状況に置かれた場合には、副担当の職員や係長、所属長で対応をしていくこととなります。

また、育児休業等で長期の休暇を取得するような場合におきましては、事務分担や事務配置の見直しなどにより業務の平準化や仕事の進め方の見直しをはじめ、デジタルを活用した業務の効率化や、場合によっては臨時的任用職員などの代替職員の配置などを行うことで、職員の業務負担の軽減や業務、市民サービスの停滞を招かないように取組を進めているところでございます。

○10番（阿部真一） 最後にもう一度お聞きします。この法改正の下、会計年度職員さんも同じような権利を有するのか、そしてまたこの法改正に伴い、広報周知をどのように行っていくのか、併せて御答弁いただけますか。

○職員課長（河野幸夫） お答えします。

法改正は仕事と育児、介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境の整備、個別周知、意思確認の義務化などであり、全事業所が対象です。もちろん別府市についても、全職員に適用しています。

法改正についての周知についてなんですけども、市職員に関わることにつきましては市役所庁内のイントラネットを活用し、会計年度任用職員を含む全職員へ制度の概要や利用方法、最新情報を定期的に更新し、周知を図っていきます。

また、管理職向けにも制度理解と課員への適切な措置について周知し、該当する職員が制度を知らずに活用していないということが起きないようにしていきたいと考えております。

○10番（阿部真一） 先ほど部長から答弁ありましたように、デジタルの業務効率を上げていくということでございました。この就業管理におきましては、正規職員は庶務事務の中でデジタル化されたフォーマットで就業の管理、年次休暇の取得を申請しております。会計年度職員さんはそういった、今までどおりアナログの紙ベースで申請をしているわけでございます。

これというのはやはり労働者の立場で考えたときに、所属長が言っても3年に一度の異動がある中で、やはりなかなか休暇を取りにくい環境にある、立場が弱い労働者の方には、ぜひ正職員と同じようにシステムの導入をお願いしたいと思います。昨年、人員の配置等の業務を委託で職員課はしているわけですが、こういったのもやはりしっかり公表して、会計年度任用職員さんの休暇の取得、環境整備に至るまでが、やはり市全体としてこの法改正に沿って進めていく上で一番大切なことだというふうに考えております。どうか今言った視点を踏まえて、職員課は大変だと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

- 13番(森 大輔) 森大輔です。皆さん大変お疲れさまです。お疲れだと思いますが、早速、安心・安全に暮らせる防災・減災対策、そして災害復旧工事について始めたいと思います。

いきなり質問に入りますが、近年別府市で発生した災害の状況等、その傾向について別府市はどう把握していますか。

- 次長兼防災危機管理課長(中西郁夫) お答えします。

平成28年の熊本地震以降、令和6年度までの9年間に避難所の開設など、市民に対し、何らかの避難行動を呼びかける規模の自然災害の発生回数ですが、大雨で6回、台風9回、地震1回の合計16回となっており、南海トラフ地震臨時情報の2回、あと鶴見岳・伽藍岳噴火警戒レベル2の1回を含めると全部で19回となります。また、複数棟の建物火災の発生件数につきましては34件となっています。

近年の災害の傾向といたしましては、別府市に影響のある台風については減少傾向ですが、大雨の発生回数は増加傾向にあるあります。

- 13番(森 大輔) 熊本地震、あれは本当に大変な地震でした。それから今日まで何度か地震はありましたが、今年の1月に政府の地震調査委員会にて、30年以内に南海トラフ地震が起きる確率が80%に引き上げられ、防災・減災対策への意識が高まっているのではないかと思います。

そして、今回私が質問する中で、先ほど答弁でも指摘されました、近年増加傾向にある大雨災害の対策について、これに注目をして質問していきたいと思います。昨年、過去最大クラスと言われた台風10号の大雨により甚大な被害を受けました。あれから約1年、まだ災害復旧が進んでいないのに大雨の心配がされる時期を迎えたことに、正直、もどかしい思いをしているのは私だけではないと思います。あの甚大な被害をもたらした昨年、台風10号の被害状況については、近年の風水害災害の中では最大級だったのではないかと思います。別府市の認識はいかがですか。

- 次長兼防災危機管理課長(中西郁夫) お答えします。

過去の記録からも、昨年の台風10号は、最近10年間ほどで家屋、道路や河川、農地などへの最大の被害をもたらした災害だと言えます。

- 13番(森 大輔) そのような中、議会では迅速な災害復旧を目指して、災害復旧予算を昨年の12月、そして今年の3月市議会で議決をしてきました。その総額は現時点で約15億円ですが、災害復旧工事の進捗の状況はどうなっていますか。

- 農林水産課長(塩出政弘) お答えします。

災害復旧事業の進捗状況につきましては、今年度の田植に間に合わせるため、被災した水路65か所全てにおいて水を供給できるように、土砂撤去や仮設パイプ、水中ポンプの設置など応急的な対応を行ってきました。また、農地の復旧につきましては一部完了しておりますが、完了していない箇所ではうちあぜを設置するなどの対応により、おおむね例年どおりの田植が行われております。

水田以外の畑等につきましては、現在、様々な農産物の栽培が行われており、収穫時期が異なることから、農産物の収穫後に順次復旧工事に入るなど、営農活動に支障がないように進めてまいります。林道災害につきましては、応急的な復旧は完了しております。現在、本工事の発注に向け準備をしている段階でございます。

今後も引き続き、生産者や関係者等と協議をしながら復旧工事を行っていく計画でございます。

- 都市整備課長(田邊和也) 道路や河川の復旧状況についてお答えいたします。

被災後、道路や河川は応急処置を行い、再度災害の防止、通行の確保に努めています。本格的な復旧工事につきましては、昨年12月に国の査定が終わり、その後順次発注業務

を進めています、現在約8割が工事完了もしくは工事発注済みとなっています。

今後も順次災害復旧工事の発注を行ってまいります。

- 13番（森 大輔） この間に行政として、災害復旧の手續に日夜取り組んでこられた職員の皆さん、被災された民家の復旧に御尽力いただきましたボランティアの皆様、そして災害復旧工事に御尽力いただいている建設事業者の皆様方に対して、まずは心から敬意を表するところでございます。

しかし一方で、現実的に公共土木施設などの復旧がまだ終わらないところ、また、復旧工事が今やっと始まりつつあるところ、さらに復旧工事がまだ始まっていないところが多々あります。これから大雨が起こることも心配される中、大変不安に悩む地域住民の方々を思うとつらい気持ちになります。この間、生活道路のアスファルトがはげて、土ぼこりが舞う凸凹の市道を毎日使わざるを得ない地域、また家の隣の土砂崩れが復旧されず、雨が降るたびに不安になる地域、また、ほかにも様々な心配をされている地域もあると思いますが、そういう地域にお住まいの皆様と会うたびに心が痛みます。当然、行政手續には一定の時間がかかる、また、事業者の御都合もある、分かりますが、それでも一日も早い復旧に向けた取組を改めてお願いしたいと思うところです。

忘れないでほしいのは、山間部近くの地域、どのようにして土砂災害が起きたのか、洪水が起きたのか、なぜ農地や市道、河川、そして民有地が損壊したのか。行政として一定の把握はされていると思いますが、これから復旧工場を進めるに当たりまして、実際に地域に住む方々の御意見、自治会長さんの御提案もしっかり参考にされて、復旧工事を進めていただきたいと思います。

そして、壊れたところを単に修復・復旧するだけではなくて、同じところで同じ被害が二度は起こらないように、防災・減災対策を強化した減災型の復旧工事、復旧整備に取り組んでいただきたいと思います。具体的に言えば、排水路を大きくしたり、河川に防護壁を新たに整備をしたり、また土砂崩れがあった斜面補強などに今後取り組んでいただきたい。そのように考えていますが、いかがですか。

- 都市整備課長（田邊和也） お答えいたします。

被災箇所近く、影響のある市民の皆様方には御不便、御心配をおかけしていますが、早期復旧に向け、現在、順次、設計積算などの発注業務を行っているところでございます。また、河川災害の復旧につきましては、工事中の事故防止のため、雨の少ない渇水期に行うべく、現在準備を進めているところでございます。

より災害に強いということでございますが、国庫補助金を受けて行う公共土木施設災害復旧事業は、原則現況復旧となっておりますので、過度な対策工事はできないことになっておりますが、再び被災することがないよう、被災の原因を調査し、被災原因を除却するように設計を務めております。また、より強硬なコンクリート擁壁の設置や水路断面の決定なども行い、また地区の方々にも意見を聞いて、適切に設計施工を行ってまいりたいと考えています。

- 13番（森 大輔） 国の予算を使った災害復旧事業については、原状復帰が原則ということについては承知しています。ただ、住民の皆様のお気持ちにお応えできないところもある中で、それでも少しでもお応えするには、防災・減災型の災害復旧に取り組むという考え方を別府市とも深めていけるように今後意見交換を続けていきたいと、そのように考えています。

最後に、一気登山道の崩落箇所について、地元としては、一気登山道をただ復旧すればいいとは考えていません。今回崩れたところですが、ここは朝見川の源流から水を引いているパイプラインがあります。これが寸断されると、この水源を使って暮らしている住民の方々はもちろんですが、温泉施設等にも影響が出ます。そういう意味で、土砂災害で今

回えぐれたところとか、水のパイプラインがある斜面の補強などについては、県や地権者とも協議をして進めていただきたいと、そのように考えています。

ただ、この復旧工事には一定の時間を要することが想定されますので、取りあえずの間はこれ以上斜面がえぐれないようにブルーシートなどをかけるなどして、一時的な対応もお願いしたいと、そのように地域としてお願いもしておりますので、効果的な対応を検討していただきたいとお伝えして、改めて一日も早い災害復旧に取り組むことをお願いして、次の共同温泉の質問に移ります。

ここで言う共同温泉は、いわゆるジモ泉のことです。ジモ泉は地元の方々が日常的に利用され、また近年では、観光資源として見直されている市民生活に深く根付いている、そういう意味で大切な別府の温泉文化資源。一方で、先ほど阿部議員からも御指摘があるように、維持管理運営については多くの課題を抱えています。

私のところにお寄せいただく市民からの御意見は主に2つです。一つは利用者の減少や光熱水道料金の値上げなどによる運営経費の負担の問題、もう一つは、高齢者や担い手不足による清掃作業の負担の問題です。この2つの共同温泉が抱える課題解決に向けて、別府市はどうするのかですが、まずは運営経費の負担軽減支援について、例えば、この水道料金については、平成26年から負担軽減措置が別府市として行われていました。これは当時、水道局の管理者だった永井さんが市内のバイナリー発電への給水事業で得られる収益を活用して、共同温泉の水道料金を軽減するという取組だったと思います。しかし、今年4月から水道料金並びに下水道料金の値上げが再び実施され、また、昨今の物価高の影響もあり、共同温泉の維持管理運営が今まで以上に厳しくなっているのではないかと心配されます。

そこで、今後の共同温泉の運営経費の負担軽減支援の新たな在り方として、例えばふるさと納税を活用して別府の温泉文化を守る活動に寄附するなどの納税メニューを加え、新たな財源確保をしながら、共同温泉の維持管理運営にかかる負担軽減支援に取り組むことはできないのか提案しますが、いかがですか。

○温泉課参事（釘宮誠治） お答えします。

財源の確保につきましては、観光客からいただいた貴重な財源である入湯税超過課税分を活用し、立ち寄り入浴が可能な市有区営温泉において、バリアフリー対策などの改修等に対して環境整備等補助金を交付するとともに、今年度からはさらに補助対象を拡大し、観光客などの立ち寄り入浴を可能とし、入浴者増加のための施設整備等を行おうとする市有区営温泉に対しても、対象として運用しております。

また、昨年策定した別府市温泉マネジメント計画の中でも、共同温泉の経営面での支援に向けた資金調達の可能性に関する調査研究を進めることとしております。今後も入浴者の増加に向けた取組と併せて、共同温泉が持続可能となるような支援方法や、管理運営費の負担軽減にもつながるよう取り組んでいきたいと考えております。

○13番（森 大輔） 私の質問の趣旨は、新たな財源の確保とセットにした共同温泉の維持管理運営、その負担軽減支援について、ぜひ前向きに検討していただきたいということで、改めてお願いしたいと思います。

次に、清掃作業の負担軽減支援ですが、これについては別府市もよく把握されていると思います。利用者の高齢化が進むにつれて、日々の清掃作業がなかなか体力的に大変ではないのかという御意見、把握されていらっしゃると思いますが、そこで別府市としてどうするかですが、幾つか提案します。例えば、高圧洗浄機などの清掃器具購入補助の制度の充実はできないのか。また、地元の中学や高校、大学、そういったところにボランティア学習、または温泉文化学習の一環として、地元の共同温泉の清掃に協力願いを別府市として提案できないのか。やはり、次の若い世代が別府の温泉文化維持を担っていただかない

と続かないのは明らかですが、しかし現実として、共同温泉に行く若い世代が減っています。そういった中で、次の世代の方々に知っていただく機会をつくる試み、これは大切ですね。

そして、後でデジタル地域通貨、この導入について議論しますが、そういった清掃活動やボランティア活動の参加者に、市内で買物やサービスを受ける際に使えるポイントを付与などして、ボランティア活動と経済活動の連携を高めていく取組ができないのか。大きく3点について提案しましたが、いかがですか。

○温泉課参事（釘宮誠治） お答えします。

本市は持続可能な共同温泉に向けた支援策として、温泉建設等に対する貸付金や補助金、さらに入湯税超過課税分を活用した補助金などによる支援を行うとともに、今年度から運営費の負担軽減などにつながるような管理運営面での困り事に対応する相談窓口を設置し、専門家に助言を求めることができる体制を構築しております。引き続き、共同温泉への支援につながる方法等について検証していきます。

学生、生徒等によるボランティア清掃につきましては、清掃作業の時間帯や衛生管理基準などを考慮する必要がありますが、共同温泉への関心を深め、担い手の裾野を広げる方法の一つとして、課題解決へのあらゆる方法を模索する中で研究していきたいと考えております。

また、デジタル地域通貨や行政ポイントの導入につきましては、将来を見据える中で、関係部署と協議していきたいと思っております。

○13番（森 大輔） では引き続きですが、就労支援との連携についても質問します。

別府市には約60件近い就労支援施設がありますが、県内でもこれほど様々な特徴がある就労支援施設が充実している市町村はそんなにはないのではないかと思います。私は、就労支援施設が市内に多くあるのは、福祉のまち別府を支える大きな強みだと考えています。同時に、市内にある共同温泉も、別府温泉の魅力を支える、なくてはならない大きな強みだと考えます。

そこで、これから別府市として共同温泉の清掃作業の担い手不足の解決案の一つとして、先ほど申し上げた提案に加えて、市内にある就労支援施設との連携を図って、共同温泉の担い手の確保につなげることはできないのか。また、施設利用者の働く環境の拡大にもつなげることができるのではないかと、そのように考えますが、市の見解を求めます。

○温泉課参事（釘宮誠治） お答えします。

管理運営における担い手不足については、多くの共同温泉が抱える大きな課題であり、就労支援施設の連携に関しましては、人材を確保し、課題を解消するための様々な手段の一つとして、就労支援施設の関係者等と意見交換していきたいと思っております。

○13番（森 大輔） 前向きな回答ありがとうございます。そのようにお願いしたいと思います。

今後、別府市が持つこの2つの強み、共同温泉と就労支援施設との連携が深まれば、結果的には持続可能な別府温泉の新たなやり方も見えてくるのかなと思うところがあります。そういう意味で、今回の答弁の進捗を注視して、今後も引き続き温泉施設と福祉産業の連携について議論を深めていきたいと、そのようにお伝えして、次の質問に移ります。

別府市の市民所得の向上に向けた地域経済の活性化についてですが、今回は特に物価高で注目されている実質賃金をどのようにして上げていくのか、この点に注目をして議論していきたいと思っております。

御承知のように、実質賃金とは、物価の変動を考慮した実際に使えるお金です。そこで、物価高の今、国を挙げて実質賃金の向上、つまり物価高、物価上昇率を上回る賃上げの実現、これが求められています。御案内のように、物価高を上回る賃上げの実現を国全体でして

いくこと、これはまさに国の課題です。同時に、別府市民の実質賃金を上げていくこと、これは別府市の課題でもあると考えています。

そこで、今年3月の市議会で、別府市における実質賃金の状況について議論した際、別府市はその状況については判断できない、そのように答弁されました。そこで私から、勤労統計調査によると、物価の上昇に賃上げが追いついていないこと、具体的には1.8%のマイナスであることや、大手企業では高水準の賃上げがされる一方で、地域経済を支えている中小企業では、物価高による価格転嫁がなかなか進まず、賃上げが難しい状況にあることなどを考えると、別府市においても、物価高を上回る賃上げの実現はまだ達成されていないのではないかと、別府市の状況について認識を交わした経緯があると思います。

そこで、今回、今後別府市において、物価高を上回る賃上げをどのように実現するのか、また、効果的・有効的な対策についてはどのように考えているのか、別府市の見解を求めます。

○政策企画課参事（芝尾裕子） お答えいたします。

第3期総合戦略は、しごとの創生によって、市民所得や事業者の収益を増やすことで税収を増やし、人の創生やまちの創生を充実させることで、さらなる産業振興と交流人口、関係人口、定住人口の増加につなげるという好循環モデルとなっております。この好循環を持続的に生み出すことで、第3期総合戦略の目指すべき将来像である、地域ビジョンの実現を目指すことが大切であると考えておりますので、総合戦略に基づく施策を着実に進めていきたいと考えております。

○13番（森 大輔） では、私の見解も紹介したいと思います。

これまでの全国的な賃上げの状況、また別府市の市民所得の状況を俯瞰的な観点から考えると、これまでの賃上げというのは、単にコロナ禍からの景気回復や消費の拡大といった要因で起きているというよりは、石油とか原材料の価格の高騰、円安による物価の上昇、そして人手不足などといった生産コストの上昇が大きな要因として起きているのではないかと考えています。この傾向は、大分県、他市も同様にあるんですが、仮にそうだとすれば、このままではいつまでたっても物価高を上回る賃上げの実現をすることはなかなか難しいところがあるのではないかと考えています。逆に言えば、これから物価高を上回る賃上げを別府市で実現していくためには、別府市の労働生産性の向上等、観光産業を中心に経済波及効果が様々な産業に行き届く産業の構造の再構築、そして域内経済循環を推進していくこと、こういったことを戦略的に行っていくことで地域経済の活性化、しいては実質賃金の向上につながると考えています。

このような観点から、別府市の労働生産性の向上について、これまで議会で議論してきました。そして今回議論したいのは、どの産業にも共通して言えることですが、それは人手不足とか、労働人口の減少が社会問題となる中で労働生産性を向上させていくためには、その一つの解決案として、例えば中小事業者に対して、デジタル技術の活用の推進をして、業務効率の向上とか、労働環境の改善を支援していく取組をしていくということが不可欠ではないかと。それが一つです。そのためには、例えば先ほども議会で御指摘ありましたが、DX、デジタルトランスフォーメーション、デジタル技術の導入費用とかに一部補助金を出すなどして、県と国、連携して総合的に別府市でも強化していかななくてはならないという提案が一つです。こうすることで、宿泊業とか、小売業、医療介護福祉、それ以外の様々な産業でもそうですが、労働生産性の向上に役立つのではないかと。

一方で、デジタル技術の活用というのはなかなか進まないと言われているその要因に、そういった技術に対する理解が十分に行き届いていないという状況も指摘されてます。正直私も、このデジタル技術とかAI、この活用については十分に追いついていない。そう思うところがありますが、同様に様々な世代の方々も感じているのではないかと。そうい

う意味で、幅広い世代の市民の方々がそういったデジタル技術の習得をできる機会、リスクリングと言われてますが、そういったリスクリングを増やす取組、これも併せて支援するということが必要ではないかと考えています。

また、転職とか、キャリアアップする際に必要な資格の取得の助成制度、これが不足しているのではないかと、市民の方から御指摘を受けることがあります。例えば、福祉介護職に転職をしたい、スキルアップしたいという際に必要な資格取得というのがあると思いますが、別府市には活用できる支援制度がなかなかないので、県の補助事業を調べたり、そういったことをすることがありますが、そういう意味で使いやすい資格取得の助成制度、別府市にまだ検討するべき余地があるのではないかと、そのように考えています。

このように、別府市において様々な産業の労働生産性の向上のためには、デジタル技術の導入、そしてリスクリング講座の開催支援、また転職キャリアアップの際に必要な資格取得の助成制度の充実、こういったものを検討していただきたいと思いますが、以上総合して別府市の見解を求めます。

○企画戦略部長（安部政信） お答えいたします。

技術力の向上と人材育成について御質問でございますが、第3期の総合戦略におきましても、新たなビジネスをつくり出すための交流の機会の創出や、人材育成する学び、実践の場の創出など、産業人材の育成確保に取り組むこととしております。そのため、人材育成について様々な県、国の助成制度がございます。それらの制度の活用を促していくとともに、こういった国や県の制度で補えない細かな制度につきましても、関係課と研究していきたいというふうに考えております。

○13番（森 大輔） 物価高を上回る賃上げをどのように実現していくのかについて、今回はDXの推進とか人材育成、そして転職、キャリアアップ支援の充実、こういったことを提案させていただきました。

そして、最後の一つに、市内でお金が回る域内経済循環の推進について、これも併せて質問していきたいと思いますが、これまで議論してきたように、RESASによると別府市の域内経済循環率は約80%です。これは大分県平均の約95%よりも低くて、地元で稼いだお金が市外へ出ていく割合が、別府市は他市より多いことを示しています。そこで重要なのは、地元の農産品や加工品、そして様々な商品やサービスなどの消費を推進して、地元で稼ぎ、地元で使う仕組みを強化して、市外に出ていくお金をできる限り少なくすることが地域経済の活性化、市民所得の向上につながるのではないかと提案してきました。その一案として、市内で利用できるデジタル地域通貨の導入をして、市内利用と市内消費の拡大に向けて、別府市でも取り組んだらどうなのかと提案をしてきました。そして現在、別府市では、そのデジタル地域通貨の導入に向けたアプリの調査などを進めていると思います。

そこで、別府市はデジタル地域通貨の導入をして、具体的にどのように地元で稼ぎ、地元でお金を使う仕組みを強化するのか、見解を求めます。

○観光・産業部長（日置伸夫） お答えいたします。

デジタル通貨の導入におきましては、地域経済循環を促進する有効な手段の一つであると考えられており、先行して取り組んでいる自治体もございます。地域内の店舗やサービスでのみ使用可能なデジタル通貨の購入に対して、ポイントやキャッシュバックなどのインセンティブを組み合わせることで、地域内での消費を促進するため地元企業や商店との連携を強化し、デジタル地域通貨が使用できる店舗を増やしていくことが重要と考えております。

また、デジタル地域通貨単独ではなく、市民アプリも含めたスーパーアプリとして取り組むこととしており、例えば、デジタル地域通貨で公共料金や公共施設使用料の支払いの

ほか、地域ボランティアや環境活動、健康推進事業への参加者に対して地域ポイントを付与するなど、行政サービスとの連携を図ってまいります。さらに、観光都市である別府の特性を生かし、観光客向けのデジタル地域通貨パッケージを提供し、地域の特産品や体験プログラム等の販売と連携を図ることで、観光客による地域内での消費を促すことで通貨量を増やしてまいります。域内経済循環の促進のため市民や観光客の皆さんに普及使用してもらう必要がございますので、デジタル地域通貨の意義や使用方法について周知啓発活動を行うことも重要であると考えております。

- 13番（森 大輔） デジタル地域通貨を導入した先進他市というのは、実は様々ありまして、そういった事例も参考に、私が考えるデジタル地域通貨の導入については、単に買物をしてその利用額に応じたポイントを付与するとかいうだけではなくて、言われたような地域活動、ボランティア活動、そして健康活動などにも参加して、ポイントがもらえ、地元の商品やサービスの利用に使える、そういうことを図ることで、疎遠化する地域コミュニティの活性化、市民の健康増進、そして市内経済の需要と消費の拡大を同時に図る、そういったデジタル地域通貨の導入がいいのではないかと構想するところです。

この考え方については、今の答弁をお聞きする限り、別府市とも認識を深めることができるのではないかと考えますが、仮にそうだとすれば、それなりの規模の予算が必要となることが想定されますが、別府市はどれぐらいの規模感でこのデジタル地域通貨の導入を考えていますか。

- 産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

今年度の事業として、市民アプリ、デジタル地域通貨を含めたスーパーアプリの事業計画の策定を進めています。計画の策定に当たっては、全庁体制で取り組むこととしており、今後、関係各課と協議をする中で、市民ニーズ等に基づき、市民アプリ及びデジタル地域通貨サービスに実装するコンテンツを決定してまいります。現時点では規模感と開発費用について、詳細は決まっておりません。

- 13番（森 大輔） まさに今後の進捗を注視するところですが、そういう点において一つ懸念することがあります。それは、デジタル地域通貨を導入する際には当然今言われたアプリの作成などに取り組みなくてはならないと推測されます。スーパーアプリ、そのように言われましたが、以前競輪のポータルサイト作成事業の契約に当たり、物を伴わない役務の契約については、議会の議決を必ずしも必要としないとする中で、約25億円の契約が議会の議決のないまま契約したやり方について議論された経緯があります。

このデジタル地域通貨の導入に向けたアプリ、システムの構築にも高額な予算が必要となることが想定されます。デジタル地域通貨など、デジタル公共事業に代表される、物を伴わない役務の提供契約について、議会としてこれからどのようにチェックをしていくべきか、これについては、議会としても考え方を新たにしていく時期が来ているのではないかと考えています。同時に、これから行政としても、デジタル公共事業を議会へどのように提案すべきなのか、改めて別府市の見解を求めます。

- 観光・産業部長（日置伸夫） お答えいたします。

市民アプリ、デジタル地域通貨の導入に係る契約事務でございますが、法に基づく議決事項とはなりません、事業の詳細が決まりましたら適宜議会に対して報告してまいりたいと考えております。

- 13番（森 大輔） そういうことで、具体的にこれからどのように提案するのか注目するところですが、今後増加が見込まれるこういったデジタル公共事業については、市民の負託を預かる議決権を有する議会として、また執行権を有する行政としても、民主的なプロセスを高めて、議会の議決を求めようとするところについては、お互い共通理解できるところもあるのではないかと考えますが、議員の経験もある市長に改めて見解を求めたいと思

います。

○市長（長野恭紘） お答えいたします。

私どもとしても、これはやっぱり物理的に物があるかないかによって、議決を必要とするかしないかということに対しては、私の首長の立場からすると、議決を求められないものを、現在求めることはできないので求めないというだけの話で、個人的な気持ちというのはありますよ。そら私も議員の経験がありますから、議員のお気持ちもよく理解をしています。

これから先、こういったいわゆるデジタルの時代になると、こういった物理的に物が存在しないものに対しての議決というものは恐らく他の地域でも問題になってくるだろうというふうに思います。ですので、私の立場からは、法律が変わってそういう状況になれば、当然皆さん方に議決を求めるということであります。議員としてはぜひそういった意見を国に対して、議会からまた議長会から上げていただくということのみで、お互いの立場は難しいですけど、一応そういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。

○13番（森 大輔） 言われたように、役務提供契約については共通理解できるところもあると思います。言われたように、これから議会としてどのように考えていくべきなのかについては、議会としてまず意見をまとめてからしかるべきところに提言をしていく、もしくは別府市行政に対しても、提言をしていくという形になるかと思いますが、ほかの自治体の中には、議決案件の対象とする事例もあるようにも聞いております。そういう意味で、この役務提供契約の在り方については今後の検討課題ということで、引き続き議論を深めていきたいなど、そのように考えています。

そして、最後に忘れないでいただきたいのは、デジタル地域通貨の導入に当たり、デジタルの活用をあまり得意としていない先輩世代や個人商店への支援を改めて求めておきます。デジタル弱者、高齢者が取り残されるリスクもしっかり認識して、誰もが使えるデジタル地域通貨の導入に取り組んでいただきたい。この点も含めて、今後の進捗状況に合わせて議論をしていくということをお伝えして、次の質問に移りたいと思います。

ここまでは、別府市として物価高を上回る賃上げをどのように実現していくのかという長期的な対策について議論しました。ここからは、ではそれが実現されるまでの間、別府市としてどのように市民生活を物価高から守るのかという短期的な対策について議論したいと思います。

昨今の物価高は切実な社会経済問題にありますが、その問題点は、日銀の植田総裁の国会答弁を参考にすると、消費の拡大や、賃金が増えるなどの需要の増加といったプラスの要因が先行して起きている物価高ではなくて、原材料費の高騰、円安による価格の上昇、そして人手不足などの生産コストの上昇といったマイナスの要因で起きているからだと言われています。そしてさらに問題なのは、依然として物価高の収束が不透明で、それどころか、今後も様々な物価高が進行するリスクがある中、多くの方が生活の先行きに不安を感じて、景気の足止め、そして、賃上げの停滞が起こることが問題ではないかと考えています。逆に言えば、物価高を上回る賃上げの見通しが立つまでは、消費を促して、市民の健康と生活を支援する物価高対策というのは、当面継続していかなくてはならないと私は考えています。

そこで、今後の物価動向の先行き、地域経済の情勢見通しについて、別府市はどのように考えますか。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

消費者物価指数は2020年平均との比較となりますが、総務省が公表している令和7年4月の消費者物価指数について、特に市民生活に関係が深い生鮮食品の消費者物価指数は126.2、光熱水道の消費者物価指数は117.9、電気、ガス、ガソリン代などのエネルギー

は125.6となっており、項目にもよりますが、前月と比較しても大きく変わっておりませんので、依然高止まりしているものと考えております。

また、財務省九州財務局が6月に発表した。法人企業景気予測調査大分県の概要によりますと、前期と比べた4月から6月期の景況判断では、本市で多数となる非製造業においては下降となっており、7月から9月については上昇の見通しとなっていますが、物価の動向も含め、アメリカを中心とした世界情勢の変化により、見極めが大変難しいものと考えております。

- 13番（森 大輔） 別府市の見解は分かりました。お互いの認識を深めるためにも、私からは、日本銀行の物価予測及び地域経済レポートを参考にした客観的な見解も紹介したいと思います。

まず、今後の物価動向の先行きについて、これは生鮮食品を除いた消費者物価指数の予想を2025年は前年比2.5%の上昇、26年は1.9%の上昇が続くとされています。これを基に、物価安定目標を2%以内に定めて、日銀は金融政策を行うとしています。しかし実際の物価上昇率は、消費者物価指数によると、前年比と比べて3.6%の上昇、これは日銀の想定を上回るスピードで物価が上がっているということになります。そして、今後の物価の先行きについてはさらに生産コストの上昇が進行する幾つかの不安要素、例えばランプ関税の成り行き、イラン、イスラエルの報復攻撃による原油高、円安による価格の上昇、こういったことも想定されることから、物価高は予断を許さない傾向が当面続くのではないかと想定されています。

一方で、地域経済の見通しについては、観光産業が基幹産業である別府市はコロナ禍からの回復により、観光産業を中心に回復基調にあり、また人出の増加により消費活動も堅調に推移しています。これは特に、インバウンド需要が地域経済の消費活動を大きく支えているのではないかと分析されています。一方で、観光産業は国内外の社会経済情勢に大きく影響を受けやすいという特性があることから、今後、国内外の社会経済情勢が不安定になると、当然、その影響は別府市の地域経済に影響してくるということが心配されています。国には、そうならない対策を長期的な視点で取り組んでいただきたいと思いますが、別府市にはまずは賃上げの恩恵の少ない高齢者、年金生活者、子育て世帯、そして全ての市民生活を支えていく迅速な物価高対策が求められています。

そういうつもりで、これから別府市が行う物価対策について議論をしていきたいと思いますが、報道のように、昨日別府市は早速物価高対策を発表していただきまして、タイミングがいいなとそのように感心をしているところですが、今回の物価高対策はお米ということで、これは、まさに多くの市民の方が望んでいる物価高対策の一つだと思います。私も、今回のこの物価高の質問に当たり、今後の物価高対策について部課長と意見交換をしていました。その中の一つが、まさにお米の購入補助を提案していました。お米対策、ありがとうございます。

昨今国は、備蓄米の放出を始めて、消費者が様々な価格のお米を購入できるようになりつつあります。ただ、十分に備蓄米が行き渡ってない状況とか、また、いずれ備蓄米はなくなることから、米価格の持続的な低下は難しいと言われてます。よって、日本のお米の生産と消費を促す取組が根本的に必要ということで、全世帯全ての市民へのお米の購入補助がいいのではないかと提案していました。この考え方については、別府市とも共通認識を深めることができるのではないかとそのように思いますが、そこで早速お米対策について具体的にどのように進めていくのか、お米やおこめ券の配布対象者、配布方法、配布の時期、併せて答弁ください。

- 産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

今回のべっぴんみなにお米配布事業では、市内全6万3,250世帯に対しお米を配布いた

します。まずは18歳までの子どもがいる子育て世帯約1万世帯に対し、米3キロを現物支給し、その他の世帯には2,640円分のおこめ券を配布いたします。

配布時期と配布方法ですが、詳細については今後関係者と協議して決定することにはなりますが、子育て世帯に対するお米の現物支給は、8月中に学校等の体育館で配布する予定です。その他の世帯へのおこめ券の配布は、小売店でのお米の販売、在庫状況等により時期を決定することにはなりますが、10月以降を予定して予定していますが、一日でも早く届けられるように進めてまいります。

なお、おこめ券は金券となるため、直接郵送するのではなく、まずは引換券を郵送し、引換券を持参の上、取扱店でおこめ券と交換することになります。お米やおこめ券の配布に当たり、市場や市民の皆さん、小売店などが混乱しないよう、丁寧に説明をしてまいります。

- 13番（森 大輔） 言われるように、一日も早いお米及びおこめ券の配布をお願いするところですが、18歳までの子どもがいる子育て世帯、1万世帯にお米3キロを現物支給するということですが、この約30トンのお米の確保は大丈夫なのか、また、現物支給されるお米はどのようなお米を考えているのか。また、おこめ券を配布する予定ということですが、市民の方に十分に行き渡るお米の確保、これは大丈夫ですか。

- 産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

お米の販売等を取り扱っている卸売事業者等に対し、子育て世帯に現物支給するために必要となる量のお米の確保についてヒアリングした結果、確保が可能であると判断いたしました。

現物支給するお米ですが、令和6年産国産米のヒノヒカリを予定しております。なお、おこめ券の配布につきましては、先ほども申しましたが小売店でのお米の販売在庫状況等により時期を決定することになりますので、そういったところも加味しながら発送時期を検討したいというふうに考えております。

- 13番（森 大輔） お米の物価高対策については今後の進捗を注視したいと思います。準備も大変だと思いますので、また多くの市民の方も注目されている事業だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

最後に、忘れないでいただきたいのは、物価高騰対策については、公平性のある一律支援、それと非課税世帯、年金世帯、そして子育て世帯への支援を優先させた重点的支援の両方をバランスよく講じることが重要ではないかと思えます。また、消費者物価指数などの客観的な物価上昇率も参考にしながら、まだ気は早いかもしれませんが、次の物価高対策についても、国からの交付金、この予算規模を配慮しながら、今後議論をしていきたいと伝えて、次の質問に移りたいと思えます。

最後になりますが、カスタマーハラスメント防止条例制定について。

別府市でも、カスハラについて考えさせられる機会が増えているように感じます。ほかの自治体の例を参考にすると、カスハラ条例の制定のその意義は、地域社会の健全な労働環境とサービス提供の持続可能性を図ることだと言われてます。別府市では、基幹産業の宿泊観光サービス業をはじめ、様々な第三次産業の従事者、これが全産業の80%を占めています。対人サービス業をなりわいとするこういった関連事業者、就労者を守る重要性は別府市にとっても大変大きいのではないかと考えています。私だけではないと思えますが、働く方々からカスハラで悩む声をお聞きします。例えば、顧客からの理不尽な暴言・行為が就労者のメンタルの不調や離職につながるのではないかと心配もされています。

そのような実態を受けて、社会全体に悪影響を及ぼすことを防いで、別府で働く全ての人の尊厳を守り、雇用の安定と定着率の向上に向けた新たな取組として、別府市としてカスハラ防止条例の制定を考えていかななくてはいけないのではないかと提案しますが、別府

市の見解、これから協議をしていくのか、していかないのか。答弁ください。

○産業政策課長（市原祐一） お答えいたします。

別府市の産業構造は第三次産業が主となっており、特に観光や福祉関連サービスが大きな割合を占めています。業務の性質上、対人サービスが中心となっていますので、カスタマーハラスメント防止対策は、全ての労働者の尊厳と雇用を守り、持続可能な地域経済の発展につなげる上で、非常に重要であると考えています。会社側はカスハラと判断したら、毅然とした対応を取ることが必要です。

一方で、観光業にはお客様を温かくお迎えし、従業員の皆様が心のこもったサービスを提供する中で、お客様との間に心の通った関係を築いていくという視点も大切であると思っています。また、カスタマーハラスメントだけではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントも問題となっています。企業によっては抱えている問題は異なりますので、条例制定の前に、それぞれがハラスメントを禁止する会社方針を明確に定め、従業員を対象としたハラスメント防止研修の実施やアンケートなどを通じて職場の現状を把握することが重要であると考えています。企業がハラスメントのない健全な就業環境づくりに取り組めるよう、情報提供や啓発活動に取り組んでまいります。

○13番（森 大輔） 確認ですが、つまり協議をしていただけるということで理解していいんですかね、条例制定に向けて。

○市長（長野恭紘） 先ほど答弁を申し上げましたとおり、カスタマーハラスメント、いわゆるカスハラだけではなくて、恐らくパワハラやセクハラといった全てのハラスメントに対して防止をするという、それぞれの取組をするということは大事だと思います。

条例制定は今のところ考えておりません。考えるよりも以前に、我々はまずお客さんに対してそれを言うよりも、我々としてしっかり毅然とした態度で臨むと、その上でお客さんとの適切なよい関係を結んでいくということを旨として、まずは国際観光温泉文化都市としてやるべきことをしっかりやっていくということに取り組んでいきたいと、そういう趣旨であります。

○13番（森 大輔） そのような考え方も確かにある、そのように考えます。

一方で、これから市民、事業者、そして行政の三者協力を促して、別府で働く全ての人の尊厳と人権を守る、そういう条例を宣言することで、全ての人が安心して働ける新たな別府にしていけることができるのであれば、それはそれで私はカスハラ条例を制定する意義は大変大きいのではないかとそのように考えて、この条例制定に向けては引き続き議論を深めていきたいと、そのように考えます。

私としては、今回の質問を最後まで引き継ぐということをお互いに努めさせていただいて、残り時間を見ますと3分余裕ができました。大変ありがとうございます。そこで今回は5つのテーマに向けて議論を、そして提案をさせていただきました。市長も御答弁いただきましたが、総合して市長の見解を最後に求めたいと思います。

○市長（長野恭紘） いろいろと御提案も具体的にいただいて、本当にありがたく思っております。こうして今までは、議員とはなかなかうまくコミュニケーションが取れてなかったなというところはあるかもしれませんが、こうしてしっかりと事前にコミュニケーションを取りつつ、お互いが前向きにそれぞれの目標に向かって取り組んでいくと。当然その中で、我々と執行部側と議員との間で目標が違うということも当然、やり方も違うということもあろうかと思えます。しかしながら、そこもしっかり確認をしながら、共通する部分において、しっかりと一緒になって取り組んでいくという意味では、今回からまた新たな議員との関係性ができたのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ引き続いて様々な御提案をいただきながら、我々としてもお互いに共通理解できる部分については前に向かって進んでいければというふうに考えているところでございます。

○13番（森 大輔） これまで別府市が抱える課題や問題について、様々な観点から議論してきました。観点や主張が行き違うことも当然あると思います。一方で、別府市はこれから取り組まなくてはいけないこと、すべきことについては、共通認識を深めていかなくてはいけないところもあると、そのように考えています。そういう意味で、今後お互いの考え方について議論を交わし、議論を深めて、新たな別府の創生に取り組みたいとお伝えして、私の質問を終わります。

○議長（小野正明） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は23日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野正明） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は23日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時00分 散会